



SYNTHESIS 2024

シンセシス

The Annual Report of the MGU Institute for Liberal Arts

明治学院大学 教養教育センター附属研究所年報 2024



INDEX

01	研究所概要	01
02	月例研究報告	07
03	ランゲージラウンジ活動報告	49
04	語学検定講座報告	59
05	研究プロジェクト報告	67
06	研究業績	75

01

研究所概要

01

2024年度教養教育センター付属研究所概要

I. 組織

◆研究所運営委員会執行部

所長：篠崎美生子

主任：植木献 塩谷祐人

研究部門運営委員：森田恭光 高桑光徳

◆研究所所員

池田昭光 石井友子 猪瀬浩平 植木献 上野寛子 塩谷祐人 大森洋子 岡田仁 金珍娥
黒川貞生 小泉ユサ 篠崎美生子 嶋田彩司 杉崎範英 鈴木陽子 徐正敏 高木久夫 高桑光徳
田中祐介 張宏波 鄭栄桓 土屋陽祐 徳間晴美 名須川学 西香織 野副朋子 長谷部美佳
日高知恵実 福山勝也 三角明子 文吉英 森田恭光 山内薫 山本りりこ 吉岡拓 吉田忍
Constantinescu Cezar Elam Jesse MacLellan Dawn Thomas Dax 吉田真 洪潔清
伊藤瑳良 井ノ口尊道 丸山あさひ

◆研究員

安部淳 池上康夫 石渡周二 李善姫 可部州彦 宮藤浩子 黒田正明 鈴木義久 武光誠
堂満一成 永野茂洋 松山健作 渡辺祐子

II. 研究活動

1. 研究プロジェクト（*＝代表者）

①長崎華僑の近現代―排除と融和をめぐる（2年目／採択期間2年）

*篠崎美生子、渡辺祐子、洪潔清、朱海燕

②人間にとって適切な食べ物とは何か、文理融合型研究による探求（1年目／採択期間2年）

*野副朋子、植木献、塩谷祐人

③中国語の多様性から見た台湾華語の調査研究

*日高知恵実

2. 研究報告会

	日付	報告者（敬称略）	テーマ
第1回	6月12日	森田恭光	熱中症の現状と予防
第2回	7月10日	吉田忍	パウロと安息日
第3回	10月 9日	岡田仁	水俣との出会いから「いのち」を再考する
第4回	11月13日	山本りりこ	ジュール・ラニョーの視覚論における身体と精神の関係について
第5回	12月11日	文吉英	日本人大学生の韓国イメージに関する研究—専攻として韓国語を学ぶ学生に注目して—
第6回	1月 8日	吉岡拓	涌谷御獵場について

III. 教育活動

《学内語学試験》

TOEIC IP試験			
	開催方法	日付	受験者数
第1回	オンライン	6/20 (木) ~6/28 (金) ※この間に1度のみ受験可	122名
第2回	オンライン	10/8 (火) ~10/18 (金) ※この間に1度のみ受験可	84名
第3回	オンライン	12/2 (月) ~12/13 (金) ※この間に1度のみ受験可	78名
第4回	オンライン	1/28 (火) ~2/7 (金) ※この間に1度のみ受験可	59名

《講座》

◆短期講座・通年講座◆

	スペイン語DELE・SIELE 試験準備講座				ドイツ語技能 検定試験対策講座		TOPIK韓国語能力試験対策講座						中国語資格試験 対策講座	
	3級	4級	TOPIK I -1級		TOPIK I -2級		TOPIK II		HSK4級					
学期	春学期	秋学期	夏季集中	春季集中	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
実施期間	5/8～ 6/26	10/2～ 11/20	9/9～ 9/13	3/3～ 3/7	4/30～ 6/18	10/8～ 11/26	5/7～ 6/25	10/1～ 11/19	5/13～ 7/1	9/30～ 12/2	5/10～ 6/28	9/27～ 11/22	5/10～ 6/28	10/4～ 11/29
校舎 教室	横浜校舎 6号館 650教室 [3週目以降] オンライン Teams	横浜校舎 6号館 650教室 /Teams [ハイブリッド]	オンライン Zoom	白金校舎 本館3階 1304教室	オンライン Zoom	横浜校舎 5号館 535教室	横浜校舎 4号館 422教室 /Zoom [ハイブリッド]	横浜校舎 4号館 422教室 /Zoom [ハイブリッド]	横浜校舎 6号館 650教室 /Zoom [ハイブリッド]	横浜校舎 6号館 636教室 /Zoom [ハイブリッド]	横浜校舎 5号館 544教室 /Zoom [ハイブリッド]	横浜校舎 5号館 542教室 /Zoom [ハイブリッド]	オンライン Zoom	オンライン Zoom
曜日 時限	水曜 4限	水曜 4限	[文法編] 10:00～13:00 [表現編] 14:00～17:00	火曜 4限	火曜 4限	火曜 4限	火曜 4限	火曜 4限	月曜 4限	月曜 4限	金曜 4限	金曜 4限	金曜 2限	金曜 2限
回数	8回		10回 (2コマ×5日)	8回		8回								
講師 (敬称略)	Luis Rabasco		[文法編] 仲道慎治 [表現編] Eugenio del Prado	内田賢太郎		玄銀珠 (ヒョン・ウンジュ)		秋賢淑 (チュ・ヒョンスク)		高権旭 (コ・グヌク)		鈴木健太郎		
募集人数	各20名程度		各20名程度		各10名程度		各20名程度							
エントリ 数	春：4名 秋：2名		[文法編] 7名 [表現編] 7名	[文法編] 8名 [表現編] 8名	春： 6名	秋： 2名	春：7名 秋：7名		春：7名 秋：4名		春：13名 秋：7名		春：4名 秋：3名	
2024年度 毎月 出席者数 (名)*	[5月] 2・2・3・3	[5月] 1・0・1・0・0	[4月] 6(1)	[5月] 5・3・3・3	[5月] 2・3・4・3	[6月] 3・4・4・4	[5月] 5・3・1	[6月] 2・2・1・2	[7月] 1	[5月] 7・6・5・5	[6月] 3・4・4・4	[5月] 3・1・1・1	[6月] 1・0・1・1	
	[6月] 2・2・3・3	[6月] 1・0・1・0・0	[6月] 3・3・4	[6月] 3・3・4	[10月] 2・2・2・2	[11月] 2・2・2・2	[10月] 2・3・5・3・2	[11月] 4・3・2	[9月] 1	[10月] 1・2・2	[11月] 2・3・3	[12月] 3	[9月] 1	[10月] 2・2・2・2
	[11月] 2・2・1	[11月] 3・3・3・3・1	[11月] 2・2・2・2	[11月] 2・2・2・2	[10月] 2・2・2・2	[11月] 2・2・2・2	[10月] 2・3・5・3・2	[11月] 4・3・2	[9月] 1	[10月] 1・2・2	[11月] 2・3・3	[12月] 3	[9月] 1	[10月] 2・2・2・2

*manabaコンテンツ閲覧数、小テストの学習状況、オンデマンド教材閲覧数等を含む

研究
所概
要

月
例
研
究
報
告

ラ
ン
ゲ
ー
ジ
ラ
ウ
ン
ジ
活
動
報
告

語
学
検
定
講
座
報
告

研
究
プ
ロ
ジ
ェ
ク
ト
報
告

研
究
業
績

中国語資格試験対策講座				実用フランス語技能検定試験 対策講座				日本語能力試験 (JLPT) 対策講座		日本語教育 入門講座		手話 特別講座	キャン プイン ストラ クター 資格講座
HSK3級		中検4級		仏検3級		仏検4・5級		JLPT N1					
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春季集中	夏季集中
5/10~ 6/28	10/4~ 11/29	5/9~ 6/27	10/3~ 11/28	5/10~ 6/21	10/4~ 11/22	5/13~ 6/17	9/30~ 11/18	5/17~ 7/5	10/4~ 11/29	5/8~ 6/26	10/2~ 11/20	2/17~ 2/21	8/5
オンライン Zoom	オンライン Zoom	横浜校舎 5号館 536教室 /Zoom [ハイブリッド]	横浜校舎 5号館 536教室 /Zoom [ハイブリッド]	オンライン Zoom	オンライン Zoom	横浜校舎 10号館 1052教室	横浜校舎 10号館 1052教室	オンライン Zoom	オンライン Zoom	オンライン Zoom	オンライン Zoom	白金校舎 本館2階 1252教室	横浜校舎 体育館 B1 セミナー ルーム
金曜 1限	金曜 1限	木曜 3限	木曜 3限	金曜 5限	金曜 5限	月曜 5限	月曜 5限	金曜 5限	金曜 5限	水曜 5限	水曜 5限	3・4限	14:30 ~15:45
8回				7回		6回		8回		8回		10回	1回
鈴木健太郎		前田恭規		檜垣嗣子		加藤美季子		白 皓		梶川明子		荒木泉 (ゲスト講師) 長田静乃	塚脇誠
各15名程度				各15名程度				各20名程度		各20名程度		30名程度	12名程度
春：4名 秋：4名		春：3名 秋：5名		春：10名 秋：6名		春：10名 秋：1名		春：9名 秋：3名		春：14名 秋：6名		30名	5名
[5月] 2・1・1・2 [6月] 1・2・2・2		[5月] 2・2・1・2 [6月] 1・1・1・2		[5月] 6・7・5・6 [6月] 6・5・2		[5月] 7・2・3 [6月] 2・1・1		[5月] 7・5・2 [6月] 4・4・3・0 [7月] 2		[5月] 8・10・7・7 [6月] 2・4・4・7			5
[10月] 3・1・1・0 [11月] 1・1・1・1		[10月] 3・3・2・2 [11月] 2・2・2・2		[10月] 3・3・3・3 [11月] 3・3・2		[9月] 1 [10月] 0 ※受講者がキャンセルし たため、3週目以降は開 講とした		[10月] 2・1・3・2 [11月] 1・1・2・2		[10月] 4・4・4・3・3 [11月] 3・4・3		23・20・ 22・17・ 19	

◆TOEIC講座◆

講座名	開催方法	日程	講師 (敬称略)	申込数	受講者数
夏季集中特訓講座 基礎コース	横浜	8/19~8/23 (5日間) 11:00~15:00 ※昼休み挟む	中村道生	20名	18名
夏季集中特訓講座 実践コース	白金	8/26~8/30 (5日間) 11:00~15:00 ※昼休み挟む	中村道生	11名	10名
春季集中特訓講座 基礎コース	横浜	3/3~3/7 (5日間) 11:00~15:00 ※昼休み挟む	中村道生	8名	8名
春季集中特訓講座 実践コース	オンライン	2/14~2/21 (5日間) 9:15~12:30	中村道生	9名	9名

IV. その他

《公開講演会》

- ・今年度は開催なし。

《刊行物》

- ・明治学院大学 教養教育センター附属研究所年報『SYNTHESIS 2024』3月発行

02

月例研究報告

02

横浜市における熱中症の現状と予防

森田 恭光

諸言

近年、地球温暖化や都市部では緑地や水面の減少、コンクリート系の建築物の増大、地表面の人工化、空調システムや自動車等による排熱が増加し、ヒートアイランド現象が関与し熱中症が発生している¹⁾。環境省においては、気候変動における施策展開の重要性を指摘し、地域においても実態に応じた対策が求められており、熱中症に関する対策を行うには、熱中症発生に及ぼす気候要因について地域の実態を把握する必要がある。

熱中症発生の地域の特徴に関しては、日本各地の熱中症発生傾向²⁾や都道府県における熱中症死亡の地域差などの研究³⁾がなされている。都道府県別に関しては、山梨県内における熱中症発生の地域特性の調査⁴⁾や東京都における2010年夏季の熱中症発生と気候要因の地域特徴について報告されているが、いずれも、気温のみの分析や単年度の結果となっている。

今回は、大学が横浜市にキャンパスがあること、ならびに、暑熱環境を示す気温や湿度に関するデータが整っている横浜市について、2019年から2023年における気象要因と熱中症発生との関係から実態について報告する。加えて、最近、国内のみならず観光で訪れた外国人観光客において、夏の暑さ対策として日傘を利用している方が多く見受けられるため、太陽の日射を直接遮ることができる日傘に着目し、遮光性日傘による熱中症効果を温熱生理学的に明らかにし、熱中症対策について提案する。

方法

1. 調査内容

気象庁のホームページ内にある各種データから、横浜市の観測地点における2019年から2023年までの5月から9月までの気象データを検索した⁵⁾。

2. 気象庁の観測した過去の観測データの解析

気象庁観測による横浜市の日最高気温と相対湿度は、5月から9月の0時から24時までの1時間ごとに計測されたデータより解析をおこなった。

日最高気温は1時間ごとに計測された気温の最高値とし、相対湿度は最高気温時の相対湿度とした。最低気温は、1時間ごとに計測された最低値とした。

WBGTは、日最高気温と相対湿度から下記の算出式^{6),7)}にて推定した。

$$\text{湿球温度} = (\text{最高気温} + 10) \times (\text{平均相対湿度}/250 + 0.615) - 10$$

$$\text{WBGT} = 1.925 + 1.298 \times (0.7 \times \text{湿球温度} + 0.1 \times \text{最高気温})$$

各年の7月と8月における最高気温の平均と真夏日（最高気温30℃以上）、熱帯夜（最低気温25℃以上）の日数を集計した。

3. 熱中症発生の解析

横浜市消防局の2019年から2023年までの5月から9月までの熱中症患者の救急搬送に関するデータ⁸⁾を使用した。

4. 遮光性日傘着用実験

遮光性日傘着用と着用なしにおいて、暴露環境条件が気温30℃と35℃付近の晴天条件下で生体反応として発汗量、環境温度としてWBGT、相対湿度等を1時間30分測定した。

結果および考察

本研究は、横浜市における2019年から2023年の5月から9月までの気象庁の過去の環境データの解析を行い、5年間のWBGT（Wet-bulb Globe Temperature Index）を推測し、熱中症発生データとあわせて、実態と対策について検討した。気象庁の過去のデータの解析は、観測された最高気温をもとに算出した。

1. 2019年から2023年における熱中症搬送者数と環境温度の推移

図1は、2019年から2023年の5月から9月における熱中症搬送者数と日最高気温および日最高WBGTの推移を示した（以下、熱中症搬送者数は発生者数と称す）。

発生者数は、2019年、2020年、2022年、2023年においては、期間全体で1200人前後と相対的に多かった。2021年は、775人であった。2019年、2020年、2021年は、梅雨明けに気温とWBGTの急激な上昇に伴い、発生数が増加した。その後、8月中旬に発生のピークが見られた。2022年と2023年は、梅雨入り後、気温とWBGTが上昇し、6月下旬から発生数が増加し、2022年は、梅雨明け後、7月下旬から8月上旬にピークが見られた。2023年は、梅雨明け後、気温とWBGTの上昇により7月下旬から8月下旬に2回、発生のピークが見られた。全体を見ると気温が30℃以上、WBGTが28℃以上の日に発生数が30人以上の日が多く見られた。中井ら⁹⁾は、熱さ指数WBGTは、22℃以上で発生し、28度以上は、熱中症の発生件数が増加することを報告している。今回の結果から、今後は、梅雨明け後ではなく、梅雨入り直後から気温が30℃以上、WBGTが28℃以上の日が続く可能性があり、梅雨入り以前から日常生活において暑熱順化の対策を行うことが必要と思われる。

2. 2019年から2023年における熱中症発生時の気温と湿度の関係

図2は、熱中症による発生時の気温と相対湿度の関係を示した。発生時の気温は、多くは24℃以上の範囲であることが示される。湿度は、40%以上の範囲で発生し、発生時の湿度と気温は負の関係が見られる。

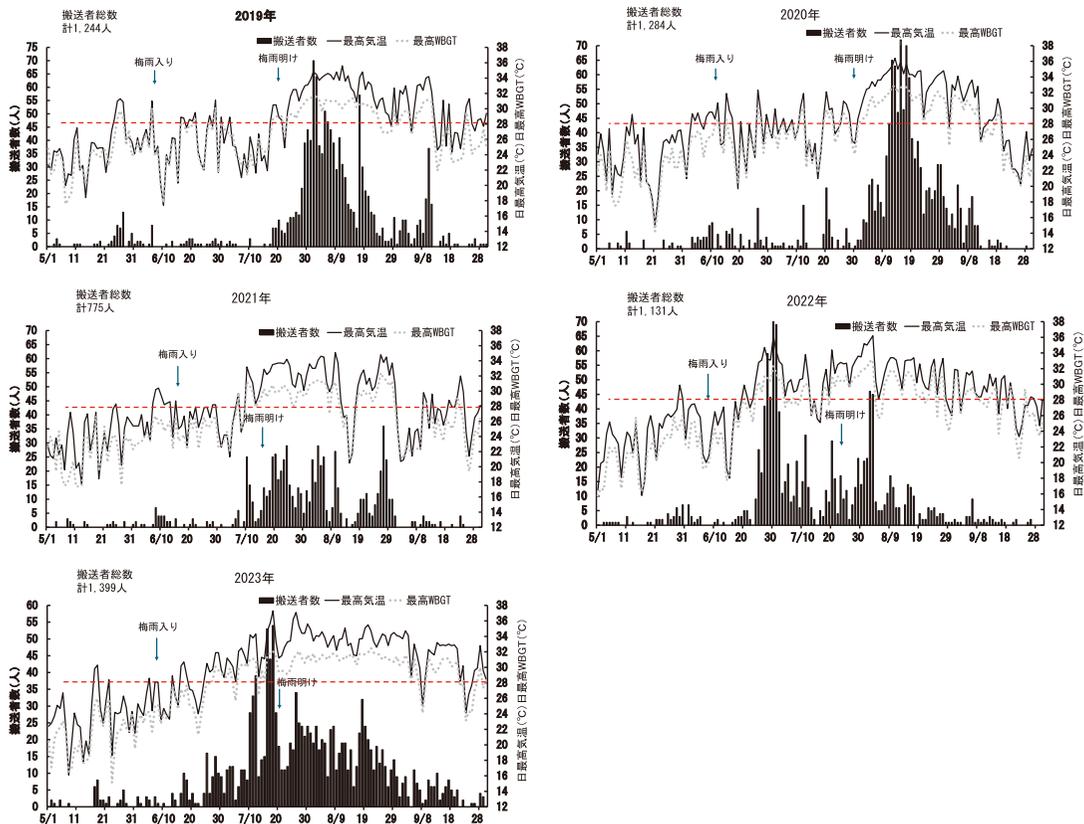


図1. 横浜市における2019年から2023年の5月から9月における熱中症発生数と日最高気温および日最高WBGTの推移

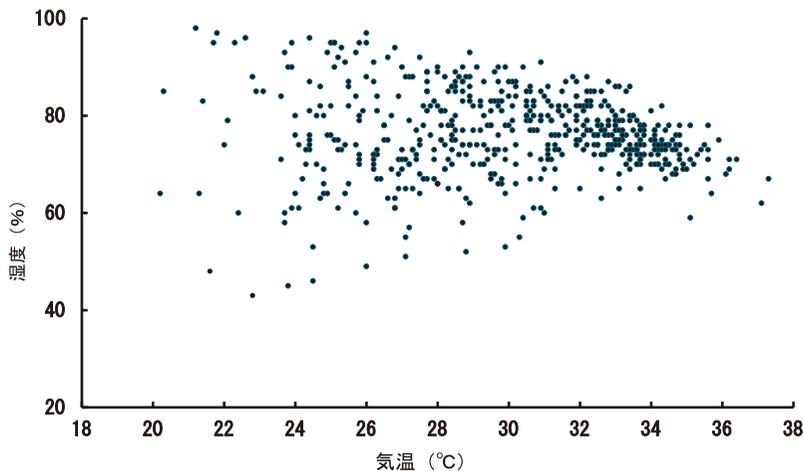


図2. 熱中症による救急搬送時の気温と湿度の状態

中井ら¹⁰⁾は、熱中症発生時の気温は、25℃以上で発生し、湿度は、40%以上の範囲で発生し、湿度が高いと気温が高くなるとも発生することを報告した。今回の結果から、気温24℃以下の低い気温でも湿度が60%以上で発生しており、気温が低くとも湿度が高い場合は、熱中症が発生する危険があるため、5月以降において体力が低い方や肥満の方、子供や高齢者においては、日常生活活動や運動時において、熱中症に注意する必要があると思われる。

3. 2019年から2023年における平均気温、真夏日、熱帯夜日数の推移と熱中症予防

図3は、2019年から2023年の7月から8月に観測された気象庁の最高気温から算出した平均気温と日最高気温30℃以上（真夏日）、日最低気温25℃以上（熱帯夜）の日数を示した。平均気温は、2019年27.1℃、2020年27.8℃、2021年27.7℃、2022年28.3℃、2023年29.8℃と年々、平均気温が上昇していた。真夏日は、2019年40日、2020年38日、2021年46日、2022年48日、2023年60日と平均気温と同様、年々増加した。熱帯夜の日数は、気温の上昇とともに、日数が多くなり、2019年から2022年までは36日から44日であったが、2023年は54日と最も多かった。

気象庁¹¹⁾によると大都市においては、ヒートアイランド現象が起り、統計期間1910年から2022年における真夏日（日最高気温が30℃以上）や熱帯夜（日最低気温が25℃以上）の日数が増加し、今後も増加することが予測されている。暑熱環境の指標として最高気温や真夏日、熱帯夜等が用いられ、気温が30℃以上になると暑熱障害の発生が急増すること¹²⁾や猛暑日が多い年は、暑熱障害による死亡率も増加することが報告されており、暑熱障害の発生や死亡は、気温の上昇のみならず、真夏日や熱帯夜の頻度などの暑熱環境因子との関連が高いことが認められた。今回の結果から、横浜市において7月、8月は熱中症が発生しやすい環境であることが明らかとなった。従って、日常生活においても、こまめな水分補給と適度な休養、並びに、本格的な暑さの前に暑熱順化することが重要であり、5月、6月のやや暑い環境で主観的に「ややきつい」と感じる運動を1日30分間、1週間に5日程度、1～4週間程度実施¹³⁾、日頃運動していない人や体力に自信のない人は、

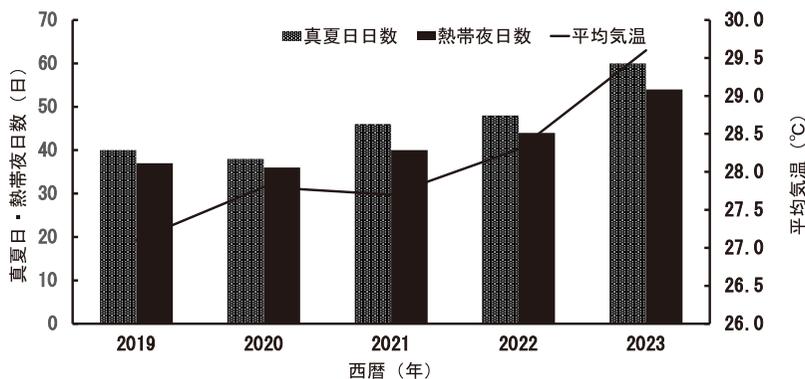


図3. 横浜市の7月～8月における平均気温と真夏日及び熱帯夜日数の推移

3分間の速歩と3分間の通常歩行を組み合わせたインターバルウォーキングを1日5回程度、週4日以上、4週間実施¹⁴⁾し、暑さに強いからだづくりをおこなうことも必要と思われる。

4. 年齢階級ごとの症度別の熱中症発生状況と熱中症予防

図4は、年齢階級ごとの症度別の熱中症発生の割合を示した。年齢階級が高くなるほど、中等症以上の発生の割合が高くなる。少年では軽症が84.4%、成人で70.8%であるが、高齢者は、中等症以上が57.1%を示している。高齢者は、基礎疾患を有する方も多く、発汗機能や体温調節機能、口渇感等が低下するため、熱中症を発症しやすいことが報告¹⁵⁾されている。また、生理機能の衰えにより、暑さを感じにくく、水分補給が少なく、冷房を好まないなどの特性が見受けられ、重症化していることが示されている。このことから、高齢者において熱中症を予防するには、部屋に温度計やWBGT測定器を設置し、夏日以上が続く時は、室温が28℃を超えない程度で、積極的に冷房を使う必要がある。自宅に冷房装置がない場合は、水シャワーや水浴びも体温を下げるのに有効である。また、数時間でも、空調の効いた公共施設や商業施設に避難することも必要である。温度基準域、WBGT28℃以上では、不要な外出や屋外での作業等は控える。睡眠時の熱中症発症予防のため、就寝前に必ず水分を補給する¹⁶⁾。日中と比較し、夜間に気温があまり下がらない日には、冷房をつけて寝ることも必要である。

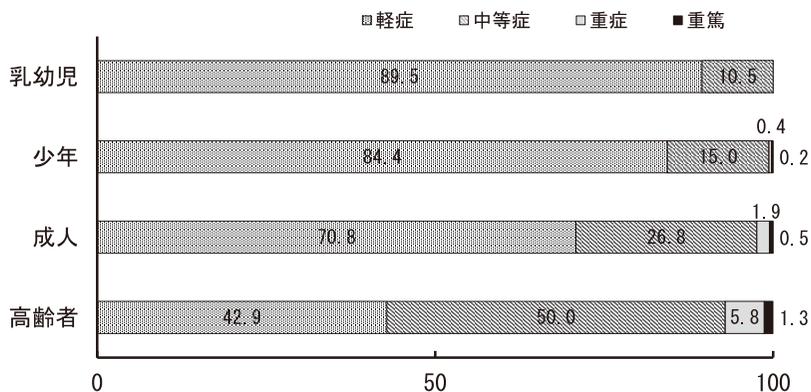


図4. 年齢階級ごとの症度別の熱中症発生の割合

5. 日傘を利用した熱中症リスクの軽減

本研究は、太陽の日射を遮ることが可能な日傘に着目し、遮光性日傘による熱中症予防効果を温熱生理学的観点から明確にし、学内における熱中症対策を提案することとした。遮光性日傘着用と着用なしにおいて、環境条件が気温30℃と35℃付近の晴天条件下における、生体反応として発汗量、環境温度としてWBGT、相対湿度等を1時間30分測定した。

図5に2つの条件で測定した日傘ありとなしのWBGT (図左) と相対湿度 (図右) を示した。

WBGTは、各条件とも日傘なしに対して日傘ありは、有意に低下し、約2～3℃低下した。気温35℃では、WBGTが日傘なしで28℃以上の嚴重警戒域であるのに対して、日傘ありでは、リスクが軽減した。また、相対湿度も各気象条件下において日傘ありがなしに比較して有意に低下していることが明らかとなった。

図6に2つの条件で測定した日傘ありとなしの35℃における脱水率を示した。日傘ありとなしの気象条件気温35℃におけるからだの脱水率は、日傘ありが有意に減少し、日傘なしでは、脱水率が2%を超える被検者も見られ、熱中症の危険が非常に高くなることが明らかになった。

以上のことから、屋外の炎天下での熱中症対策として日傘による直射日光を回避することは、学内で授業終了後、個々人が移動する際に使用可能であり、大規模な設備投資が不要で、コンパクトな熱中症予防対策として有効である。また、炎天下での練習において、休憩中や待機待ちの際の対策として有効と思われる。

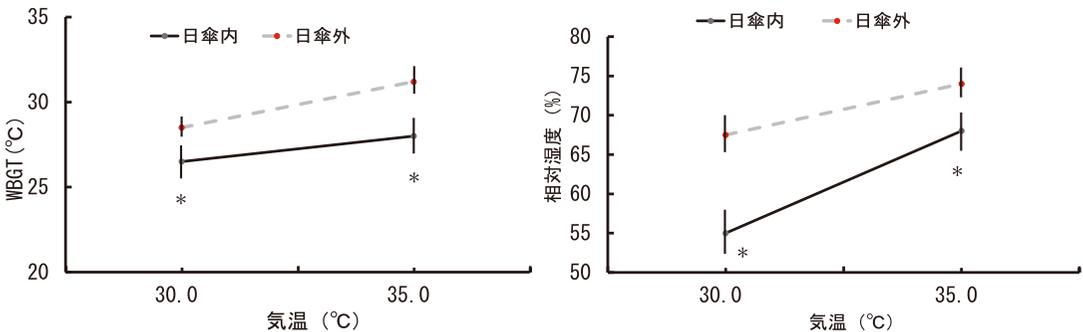


図5. 日傘の有無におけるWBGT・相対湿度の比較
(* P<0.05 vs.日傘外)

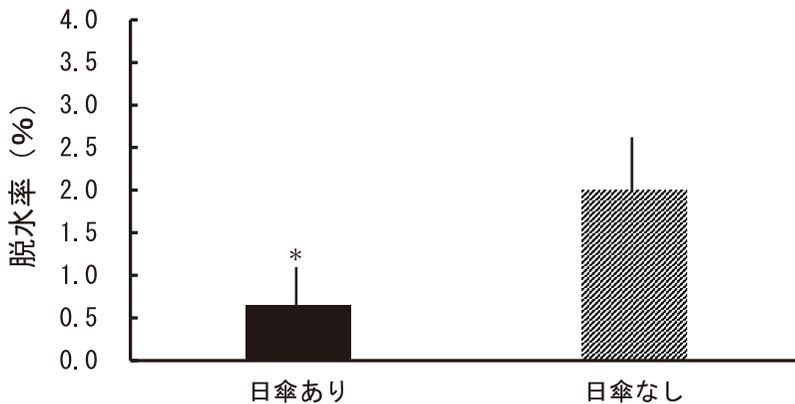


図6. 日傘ありと日傘無しにおける気温35℃時の生体の脱水率
(* P<0.05 vs.日傘なし)

まとめ

本研究は、横浜市における2019年から2023年の5月から9月までの気象庁の過去の環境データの解析を行い、5年間の WBGT (Wet-bulb Globe Temperature Index) を推測し、熱中症発生データとあわせて、熱中症の実態と対策について検討した。

熱中症の発生は、近年、梅雨入り後、気温とWBGTが急激な上昇に伴って発生するとともに、梅雨明け後の7月下旬から8月中旬にかけてピークがある。気温が30℃以上、WBGTが28℃以上では、発生件数が多くなる。気温が低くとも湿度が高い場合は、熱中症が発生する。熱中症対策として日常生活においても、こまめな水分補給と適度な休養、ならびに、本格的な暑さの前に暑熱順化することの必要性が示唆された。年齢階級別症状別の発生率は、高齢者が中等症以上の発生が多いことが明らかとなった。高齢者の熱中症を予防するには、部屋に温度計やWBGT測定器を設置し、夏日以上が続く時は、室温が28℃を超えない程度で、積極的に冷房を使う必要がある。遮光性日傘は、直射日光を遮り、暑熱環境を軽減でき、脱水も軽減できることが明らかとなり、熱中症予防として有効利用できることが明確となった。

【参考文献】

- 1) 環境省(2022)：熱中症環境保健マニュアル2022. p11.
- 2) 横山太郎, 福岡義隆：日本各地における熱中症発生の頻度とその傾向に関する研究. 日本生気象学会雑誌, 43(4), (2006), 145-151.
- 3) 星秋夫, 中井誠一, 金田英子, 山本亨, 稲葉裕：わが国における熱中症死亡の地域差. 日本生気象学会雑誌, 47(4), (2010), 175-184.
- 4) 赤塚慎, 宇野忠, 堀内雅弘：山梨県における熱中症発生の地域特性. 日本生気象学会雑誌, 51(1), (2014), 23-36.
- 5) 気象庁：過去の気象データ. <https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php> (2023/11/30 閲覧)
- 6) 新矢博美, 中井誠一, 芳田哲也, 常岡秀行, 高橋瑛一：高温環境時の体温調節応に及ぼすフェンシングユニフォームの影響. 体力科学, 52, (2003), 75-88.
- 7) 中井誠一, 寄本明, 森本武利：環境温度と運動時の熱中症事故発生との関係. 体力科学, 41, (1992), 540-547.
- 8) 横浜市 (2024)：熱中症救急搬送状況. <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyubohan/kyukyu/heatstroke/statistics.html> (2024/1/30 閲覧)
- 9) 中井誠一, 新矢博美, 芳田哲也, 寄本明, 井上芳光, 森本武利：スポーツ活動および日常生活を含めた新しい熱中症予防対策の提案—年齢, 着衣及び暑熱順化を考慮した予防指針—, 体力科学, 56, (2007), 437-444.

- 10) 中井誠一, 寄本明, 森本武利: 環境温度と運動時熱中症事故発生との関係, 体力科学, 41, (1992), 540-547.
- 11) 気象庁 (2022): 気候変動監視レポート2022.
https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/monitor/2022/pdf/ccmr2022_all.pdf (2024/1/30閲覧)
- 12) 星秋夫, 稲葉裕: 人口動態統計を利用した発生場所からみた暑熱障害の死亡率. 日本生気象学会雑誌, 39 (1, 2), (2002), 37-46.
- 13) Ikegawa, S., Kamijo, Y.I., Okazaki, K., Masuki, S., Okada, Y., and Nose, H.: Effects of hypohydration on thermoregulation during exercise before and after 5-day aerobic training in a warm environment in young men. *J. Appl. Physiol.*, 110, (2011), 972-980.
- 14) Morikawa, M., Okazaki, K., Masuki, S., Kamijo, Y.I., Yamazaki, T., Gen-no, H., and Nose, H.: Physical fitness and indices of lifestyle-related diseases before and after interval walking training in middle-aged and older males and females. *Br. J. Sports Med.*, 45, (2011), 216-224.
- 15) 井上芳光: こどもと高齢者の熱中症予防策. 日本生気象学会雑誌, 41 (1), (2004), 61-66.
- 16) 日本生気象学会 (2022): 日常生活における熱中症予防指針 Ver.4
<https://seikishou.jp/cms/wp-content/uploads/20220523-v4.pdf> (2024/1/30閲覧)

序

福音書に従えば、イエスは敵対者と「安息日」（出20：8-11；31：13-17他参照）について様々な論争を行う——「麦穂摘み」（マコ2：23-28並行マタ12：1-8；ルカ6：1-5）、「手の萎えた人の癒やし」（マコ3：1-6並行マタ12：9-14；ルカ6：6-11）、「腰の曲がった女の癒やし」（ルカ13：10-17）、「水腫の人の癒やし」（ルカ14：1-6）、「ベトザタの池のそばでの癒やし」（ヨハ5：1-18）、「安息日の教え」（ヨハ7：21-24）。また、イエスは安息日に奇跡を行い、これをきっかけに一部のユダヤ人がイエス殺害計画を立てる（マコ3：6並行マタ12：14；ルカ6：11）。これらの背景には、当時のユダヤ人の安息日重視がある（一マカ2：29-38参照。さらに、ヨセフス『ユダヤ古代誌』14.226及びタキトゥス『同時代史』5.4参照）。実に、安息日規定の遵守は、割礼規定及び食物規定の遵守と並び、ユダヤ人を他の民族から区別し、目立たせる重要な特徴の一つであった。

他方、イエスとほぼ同年代のユダヤ人キリスト者パウロの手紙に「安息日」は現れない。なるほど、コロサイ書の2章16節には「安息日」が現れる、との反論があるかもしれない。しかし、この手紙は現在、多くの研究者が主張する通り、偽パウロ書簡である。あるいは、ロマ書14章5-6節「ある日」「特定の日」及びガラテヤ書4章10節「日々」には安息日が含まれる、との反論があるかもしれない。しかし、これらの箇所は安息日を特別に問題としているわけではない。すなわち、パウロは、手紙の中で律法遵守の問題を論じ、その中で具体的に割礼規定や食物規定に言及することがあるにも拘らず、安息日を具体的に取り上げて言及することは一切ないのである。

しかし、どうしてパウロは手紙の中で安息日規定に言及しないのか。私たちはこの問いに対して、安息日規定が、割礼規定や食物規定とは異なり、キリスト者の間に一致と繋がり（の機会）をもたらすからと答えたい。

会堂礼拝に出席するキリスト者

パウロの手紙は、彼が各地に建てた、主に異邦人キリスト者から成る教会に宛てられた。にも拘らず、手紙の内容を理解するには、ユダヤ教聖典の知識を必要とする箇所が多い。とりわけ、律法遵守の要不要を論じる箇所（たとえば、ガラ3：1ff；ロマ3：27ff.）を、ユダヤ教聖典の知識なしに理解することは不可能である。パウロが自分の議論を理解してほしかった、そして納得してほしかった相手は、実は、宛先教会にいる、ユダヤ教聖典の知識に疎い異邦人キリスト者ではなく、宛先教会に現れた、ユダヤ教聖典に十分に通じていた論敵であった、というのは考えにくい。パウロが説得したかった相手はやはり、宛先教会にいる多くの異邦人キリスト者であった、と考えるのが適当である。しかし、キリスト者となる前にはユダヤ教徒ではなかった異邦人（ガラ4：8；一テサ1：9-10参照）は、パウロの手紙を理解できるだけのユダヤ教聖典の知識をどこから獲得したのか。パウロの時代には、ユダヤ教聖典を所有していた個人は、ユダヤ人であれ異邦人であれ（全くとは

言えないにしても) いなかったし、誕生間もないパウロ教会がユダヤ教聖典を所有できていたとも思えない。そうであるからには、異邦人キリスト者は、ユダヤ人キリスト者と同じく、会堂においてユダヤ教聖典の知識を獲得していたに違いない。安息日の会堂では礼拝が行われたが、律法教育も行われていたのである(ヨセフス『アピオンへの反論』2.175参照)。

パウロの時代に、キリスト者は会堂と繋がっていた。パウロ以後、すなわち1世紀の終わりにもユダヤ人キリスト者が会堂と結びついていたことは、ヨハネ福音書9章22節が証言している。この箇所に従えば、ユダヤ人キリスト者は、キリスト者となった後もそれまでの慣習を守った、つまり、会堂との関係を自ら切る——それまでの人間関係を精算する——ことはなかったのである。そうであれば、かつては「神を畏れる者」(使13:16, 26参照)であった異邦人キリスト者も、キリスト者となった後に会堂との関係を切ることはなかった、と考えるのは適当であると思われる。とすると、「神を畏れる者」ではなかった異邦人がキリスト者となったとして、それでも以前と変わらず会堂と全く無関係にいた、とは考えがたい。異邦人キリスト者は、キリスト者となったからには、つまりユダヤ教の一派——パウロの時代には、ユダヤ教とは異なる宗教としてのキリスト教はまだ成立していない——に属する者となったからには、当然のこととして会堂に結びついた、と考えるのは適当であろう。

キリスト者が会堂と結びついていたとの想定は、安息日をめぐる記事が福音書に収められているという事実によっても支持される。当然のことながら、安息日に関わるイエス伝承が教会によって受け継がれ、やがて福音書に収められたのは、その伝承が教会にとって重要であったからに違いない。そして、安息日に関わるイエス伝承は、安息日に何をすべき(ではない)かを問題とするにしても(例えば、マコ3:4; ヨハ7:23)、安息日自体を決して否定しない。従って、安息日に関わるイエス伝承は、キリスト者が安息日規定を望ましい仕方でも遵守するための、いわば「処方箋」として伝えられたと考えられる。福音書時代のキリスト者は安息日を尊重し、安息日規定をイエスの教えるかたちできちんと遵守しようとしていたのである(例えば、マコ2:27-28; 3:4)。そうであるからには、安息日に関わるイエス伝承においては、イエスが安息日に会堂に現れることを問題視していない、むしろ当然のことと語っているのだから(マコ1:21; 3:1; 6:2; ルカ4:16; 13:10他)、この伝承を伝えたキリスト者たちにとっても、さらに、この伝承を福音書に収めた記者およびこの記者が所属する教会にとっても、安息日における会堂出席は当然のことであったに違いない——多くの研究者の見解に従って、4人の福音書記者(マタイ、マルコ、ルカ、ヨハネ)はいずれも異邦人キリスト者であった、つまり、新約聖書に収められている4つの福音書が異邦人キリスト者を主体とする教会の中で生み出されたとすれば、異邦人キリスト者は安息日を守り、安息日には会堂に集っていたに違はなく、とすると、当然、ユダヤ人キリスト者も会堂に集ったことであろう——ここから、キリスト者の礼拝が「週の初めの日」、つまり日曜日に行われるのは(一コリ16:2; 使20:7参照)、イエスがその日に復活したと信じられたからであるにしても(マコ

16:1ff.他)、安息日との兼ね合いを考えてのことであった、と想像することもできるかもしれない。いずれにしても、少なくともパウロの時代において、キリスト者は会堂の中の小集団であった公算は大である。

一致と繋がりをもたらす安息日規定

パウロ時代のキリスト者は、ユダヤ人であれ異邦人であれ、安息日に会堂に集った、との想定が正しければ、安息日規定は、キリスト者の一致を重視し（ガラ3：28；一コリ12：27他参照）、異邦人キリスト者とイスラエルとの繋がりを重視する（ロマ11：17ff.）パウロにとっては大変好都合であり、この点で、割礼規定や食物規定とは異なる価値を持つものであったに違いない。割礼は、誰がユダヤ人であり、誰がそうではないかを目に見えるかたちで示すものであるのだから、割礼規定はキリスト者をユダヤ人と異邦人に分離する（ロマ3:30他に見られる「割礼のある者」「割礼のない者」という表現！）。食物規定もやはりキリスト者を分離する。と言うのは、この規定は、食卓に共につくことができる「会員」を選別する、つまり、特定の「会員」を食卓の集いから排除する働きをなすからである（ガラ2：11-14参照）。しかし、安息日があり、その日には会堂で礼拝や教育が行われ、そこにユダヤ人キリスト者と異邦人キリスト者も集うとすれば、安息日規定はキリスト者の間に、割礼規定や食物規定とは異なり、一致と繋がりが生じる機会を与える。パウロが手紙において律法遵守の問題を論じ、その中で具体的に割礼規定と食物規定に言及するにも拘らず安息日規定を取り上げなかったのは、安息日規定が持つこの働きを考えてのことであったに違いない。

【主要参考文献】

- J. M. G. Barclay, *Pauline Churches and Diaspora Jews*, Wm. B. Eerdmans, 2011
 F. G. ヒュッテンマイスター / H. ブレードホルン『古代のシナゴーク』山野貴彦訳、教文館、2012年
 W. A. Meeks, *The First Urban Christians: The Social World of the Apostle Paul*, 2nd ed., Yale University Press, 2003
 R. スターク『キリスト教とローマ帝国』穂田信子訳、新教出版社、2014年

水俣との関わりから「いのち」を再考する

岡田仁

1. はじめに

筆者は、2024年3月までドイツ・スイスのプロテスタントの宣教団体を母体とする富坂キリスト教センター（以下、富坂）という研究所で15年間総主事を務めました。富坂では、環境問題・平和・人権などキリスト教社会倫理の学際研究を立案・企画、また、信徒と牧師の訓練・養成の研修会を担当し、この十年で11冊の研究成果刊行物を出版しました。24年10月現在、7つの研究会と2つの研修プロジェクトを同時に進め、数年以内に5冊上梓する予定です。

大学では牧師になるためにキリスト教神学を専攻しましたが、夏季実習で水俣病患者と出会ったのがきっかけで、水俣で現地研修を、その後、日本基督教団の教会の牧師になり、ドイツに数年間留学（実践神学）する機会を得ました。これまで自分なりにキリスト教神学の研究を続けてきましたが、改めてその底流にあるのは水俣との出会いであり、この水俣がわたし自身の研究のメインテーマ・ライフワークとなっていることに気づかされています。

2. 水俣と出合って

「公害の原点」といわれる水俣病は、チッソ水俣工場から水俣湾（一時、水俣川河口）に排出されたメチル水銀が、自然界の食物連鎖で人体に濃縮されて起きたメチル水銀中毒の典型的な公害事件です。合成酢酸の原料・アセトアルデヒドをつくるための触媒として硫酸水銀が使用され、この過程で硫酸水銀が有機化してメチル水銀が副生されます。メチル化した有機水銀は蛋白質と結合しやすく、食物連鎖の過程でその毒性は飛躍的に増すとされています。

水俣病の症状は、手足の「感覚障がい」、運動失調、「平衡機能障がい」、求心性視野狭窄、「言語障がい」、手足などの震え、眼球運動異常、「聴力障がい」に加え、「味覚障がい」、「嗅覚障がい」、何らかの精神症状をきたす例もみられます。水俣病は、「三つの破壊」をもたらしたともいわれます。汚染魚を食したことで肉体と健康といのちが破壊され、漁の仕事を失うことで経済（収入）が破壊されます。また、発症したことによる差別意識からそれまで成り立っていた家族や共同体の関係性が破壊されたのです。

1949年頃より自然界の異変（魚の浮上、烏や水鳥の落下、猫の異常死など）が始まり、時を移さず人間にもその被害が及びます。いまなお水俣病被害の全体像がベールに包まれているのは、水俣病公式発見（1956年）後、行政による水俣・不知火海周辺地域住民への疫学調査が実施されなかったためともいわれています。

水俣病では汚染発生や被害拡大、被害者救済に対する怠慢などの責任が問われていますが、特に行政の不作为が被害を拡大した点、また第二水俣病の発生を防止出来なかった事実は重大な教訓ではないでしょうか。被害者は公害発生以前から差別的状況に置かれている場合があり、チッソ企業城下町・水俣はその典型です。公害の原因究明や対策、被害者救済の遅延などにはそのような背景があり、公害はこの状況に拍車をかけ、被害者への差別を助長します。日本の多国籍企業の低開発

国への「公害輸出」の問題もこれと無関係ではありません。90年代に筆者は水俣病患者や支援者とともに韓国・タイ・マレーシアに出かけ、現地の環境市民団体との交流をとおして、公害被害者たちの痛切な証言を聴く機会を得ました。公害は未だ解決していないのです。

現在、私たちの生活を快適かつ便利なものとして身近に溢れている製品の主な原料の多くは、チッソ企業が作り出したものです（化学肥料、塩化ビニール樹脂、液晶、防腐剤、保湿剤など）。いまも利用している以上、水俣病は過去の問題ではなく、現在の私たち個々人のみならず日本というこの国の在り方、また「いのち」の根源そのものを深く問う現在と将来につながる事件だと考えます。便利さや快適さを楽しむことで知らず知らずのうちにチッソを支えていた自分自身の日常生活の在り方を、筆者自身が水俣との出会いを通じて問うようになりました。水俣病は「社会病」であり、半世紀以上経過したいまもこの社会に生きる私たち個々の在り方や生き方を告発する事件であるのではないかと。

水俣現地で多くの患者さんと出会いましたが、「なぜこの人たちだったのか」。しかしそれは、たまたま水俣に住むこの人たちなのであって、いづどこで誰が同じような目にあうかわからない世界に私たちは生きています。つまり、栗原彬も指摘しているように、私たちは「水俣病のある世界」に生きています。加害や被害などのベクトルはそれぞれ異なっているとしても、チッソの恩恵を受けて生活している市民すべてが潜在的に当事者であるということでしょうか。だとすると、公害に第三者はいない、ということになります。

水俣病とは何であったのか。水俣病の原因は有機水銀であり、それを大量に海に流し続けたチッソです。しかし、そのもっとも根本的かつ大いなる原因は「人を人とも思わない状況」、換言すれば、人間疎外、人権無視、差別といった、今日に続く状況です。水俣病の根底にあるのは、「人を人とも思わない」という差別的な論理（原田正純）であり、「いのちへの軽視」にほかなりません。公害の原因の一つはここにあるのではないのでしょうか。

筆者にとって水俣病は、自分の価値判断からの越境を促すだけでなく、いのちに対する倫理的責任を担う主体へと導く実例です。既成の枠組みや殻を打ち破り、自らの専門性や体験をいかに越えるかを深く問うべくいまも強い迫りを受けています。それでは、筆者の生き方と存在を基礎づける聖書は、「いのち」をどのようにとらえているのでしょうか。

3. 聖書における「いのち」理解

新約聖書において「いのち」は、主としてギリシャ語で代表的な二つの側面、ビオスとゾーエーの側面で理解されます。ビオス（としてのいのち）は人間の生存期間や生涯、生活、財産など現象面として現れるいのちです（ルカ8：14、マルコ12：44、1テモテ2：2）。ビオスは、バイオエシックス（生いのち倫理bioethics）やバイオテクノロジー（biotechnology）の「バイオ」（bio-）の語源としても知られます。

このビオスと対照をなすのがゾーエー（としてのいのち）です。いのちそれ自身、あるいは、生きて活気のある状態、永遠のいのち、といった意味を持ち（ルカ12：15、ローマ8：38、IIコリント4：10、Iヨハネ2：25）、新約聖書のいのち観で最も重要な意味があります。ゾーエーは、神から与えられるいのちです（使徒言行録17：25）。新約聖書のいのち理解は、ビオスとしてのいのちを重視しつつ、それを超えたゾーエーとしてのいのちを指し示します。ゾーエーは神に由来するいのちであり、さらにイエス・キリストの十字架と復活に由来するいのちであるという点で重要です。パウロは、「私たちは、いつもイエスの死をからだ（ソーマ）にまもっています、イエスのいのち（ゾーエー）がこのからだ（ソーマ）に現れるために」（IIコリント4：10）と語ります。イエスの十字架の死と復活のいのち理解を根拠に、パウロは人間のいのちの終焉である死が決して敗北ではなく、新しい希望のいのちの始まりであると主張します。「死者の復活もこれと同じです。蒔かれるときは朽ちるものでも、朽ちないものに復活し、蒔かれるときは卑しいものでも、輝かしいものに復活し、蒔かれるときには弱いものでも、力強いものに復活するのです。つまり、自然のいのちのからだ蒔かれて、霊のからだ蒔かれて復活するのです」（Iコリント15：42-44）。ここには、ギリシャ的な靈魂不滅思想とは異なる「からだの復活」が述べられています。人間は、「自然のいのちのからだ」としては死を迎えるけれども、「霊のからだ」として甦る、と身体性に即して厳粛な死と復活の希望のいのちに言及しています。死後に復活の希望のいのちが「霊のからだ」として甦ること、すなわち、死者のよみがえりは抽象的な仕方では起きるのではなく、死んだ人間がその人の個性においてよみがえることなのです。

「からだ」（ソーマ）は、使徒パウロの人間観の中核をなす概念です。ギリシャの二元論的人間観に対して、キリスト教の人間観は、旧約のヘブライ的一元的人間観に根ざしています。「からだ」としての人間は、一人の人間の人格全体を指します。このことも神との関係において理解されています。「自分のからだを神に喜ばれる聖なる生けるいけにえとして献げなさい。これこそ、あなたがたのなすべき礼拝です」（ロマ12：1）。からだとしての人間が神への人格的応答に呼びかけられ、応答する存在として人間は責任をもつ存在として立てられています。

「神は、見劣りのする部分をいっそう引き立たせて、からだを組み立てられました。それで、からだに分裂が起こらず、各部分が互いに配慮し合っています。一つの部分が苦しめば、すべての部分が共に苦しみ、一つの部分が尊ばれば、すべての部分が共に喜ぶのです。あなたがたはキリストのからだであり、また、一人一人はその部分です」（Iコリント12：24-27）。キリストのからだとしての教会は、共に苦しみ、共に喜ぶ身体的共同体です。私たち人間は、他者との「交わり」という関係性のなかでどこまでも共同的存在として生きる存在なのです。

旧約聖書の創世記における「神のかたち（ツェレーム）」は、生と死の問題を考えるうえで広い視座を与えます。創世記1章27-28節に「神は御自分にかたどって人を創造された。……」とあり、ここに、人間が神によって創造されたという聖書の人間観が示されています。著者のP

(Priesterschrift：祭司資料)は、バビロン捕囚の苦しみを民と共にしたといわれます。古代バビロン帝国においても「神の像」という考えがありましたが、それは王とか権力者といった特権的な人物に限定されていました。これに対し、著者Pは、人間が神によって創造されたということは、どの人間も「神のかたち」として創造されたということであり、一人ひとりが、なんびとも侵しえない尊厳性や生きる権利をもっている、と明言します。これは「人権宣言」といえるのではないか。人間一人ひとりの侵しえない尊厳性を強調する「神のかたち」としての人間理解。特に、患者の権利の課題、障がい者の尊厳と個性を侵害する優生思想、自死、死刑制度などの問題を考える上で、このような聖書の人間理解は重要な視座を私たちに提示しています。

さらに創世記では、「……海の魚、空の鳥、地を這うすべてを支配せよ」と「神のかたち」として創造された人間の課題が呼びかけられています。神の創造の業である自然界のいのちを「支配する」務めを、人間はまさに「神のかたち」として委託されているというのです。ここで、「支配する」と訳されている「ラーダー」は、弱くされ小さくされている存在と連帯して共存をめざす平和的支配、従って自然のいのちの世界に対する管理責任をさします。

最後に、「神は彼らを祝福して言われた。『産めよ、増えよ、地に満ちて地を従わせよ(カーバシュ)』』と、神の祝福として新しい世代の誕生が語られています。絶望の闇におかれた捕囚の民に対して、神の約束の希望が未来世代の新しいいのちの誕生の祝福として語られています。この言葉は、新しい世代への倫理的責任という呼びかけをも含んでおり、「神のかたち」としての人間が未来の世代への責任を「いま、ここで」担うべきことを意味しています。いのちの問題は、現在、そして、未来の世代倫理の課題として受けとめる呼びかけだといえます。

イエス・キリストは新しい宗教ではなく「新しいいのち」を開始されました。イエスによって福音の宣教へと遣わされた弟子たちは、キリストにあって新たないのちが始まったこと、キリストが永遠のいのちであり、成就であり、復活であり、この世の喜びであることを宣言しました。「私はいのちそのものである」(ヨハネ11:25)とのイエスの宣言が根底にあります。キリストの福音、つまり、キリストの無条件の愛にふれて他者と共に生きることから、多様性のなかであって共に生きるいのちこそがキリスト教会のミッションであるといえます。

4. おわりに

『苦海浄土』の著者石牟礼道子は、水俣・不知火海をエーゲ海に匹敵する美しさだと表現していますが、風光明媚なだけではありません。太古より何百種類もの魚たちが産卵の時期になると、卵を産み付けに水俣湾までやってきた。それほど稚魚が生育するには安全で美しく栄養が豊富な環境でした。そのように多様な生物のいのちを育ててきた恵みの海に、人間は大量の水銀を40年近くも流し続けたのです。

筆者は水俣で胎児性水俣病患者とたまたま出会い、地域における彼女・彼らの居場所づくりのお

手伝いなどをさせてもらいました。胎児性患者とは、メチル水銀中毒の母親から胎盤を經由してメチル水銀が胎児に移行し、この世に生を受けた人たちです。当時水俣には数十人おられました。新潟では妊娠規制が敷かれたために胎児性患者は一人だけだと聞きました。水俣から学んだ教訓は、いのちの抹殺ではなく、多様な存在のいのちを大切にすることと同じ過ちを繰り返さないように努力し、すべてのいのちと共存していくことだったはずで。

2024年5月、環境大臣と水俣病被害者との懇談の際、患者の発言中にマイクの音声が切られる「マイクオフ事件」が起こりました。二度とこのような出来事を繰り返さぬよう、人と人、神と人、人間と自然の関係を回復するために、いまを生きる私たちに求められているのは、名状しがたい傷を負わされている患者さんたち、また、無念のうちにいのちを奪われた死者たちの魂の声に真摯に耳を傾けることではないでしょうか。

今後、水俣との出合を手がかりに、民衆のスピリチュアリティ、聖書の「人間」・「創造」理解、「いのち」の問題を、アジアとの関連において、実践的、社会倫理的、宣教論的課題の一つとして引き続き研鑽を積みたいと考えています。

【参考文献】

- 『引照つき 新共同訳聖書』日本聖書協会、2005年
 『ギリシャ語 新約聖書釈義事典』教文館、1994年
 石牟礼道子『苦海浄土—神々の村』藤原書店、2006年
 宇井純編『技術と産業公害』東京大学出版会、1987年
 木野茂編『新版 環境と人間—公害に学ぶ』東京教学社、2001年
 原田正純『水俣が映す世界』日本評論社、1989年
 栗原彬編『証言 水俣病』岩波書店、2010年
 イヴァン・イリイチ、桜井直文監訳『生きる思想—反=教育/技術/生いのち』藤原書店、1999年
 ユルゲン・モルトマン、沖野政弘・蓮見和男訳『いのちの御霊』新教出版社、1994年
 ユルゲン・モルトマン、蓮見幸恵訳『いのちの泉—聖霊といのちの神学』新教出版社、1999年
 神田健次編『【講座】現代キリスト教倫理1』日本基督教団出版局、1999年
 拙論「民衆の霊性—水俣病事件と『恨の司祭』」（『基督教論集』第48号、2005年。所収論文）

ジュール・ラニョーの視覚論における 身体と精神の関係について

山本りりこ

19世紀フランスの哲学者であるジュール・ラニョー (Jules Lagneau, 1851-1894) は、アラン、ジョルジュ・カンギレム、シモーヌ・ヴェイユ、メルロ=ポンティといった後世の哲学者のテキストのなかでたびたびその名前を挙げられる一方で、国内で体系的な研究はなされておらず、その思想は断片的にしか知られていない。こういった現状の背景には、ラニョーがまとまった著作を残していないことが影響していると思われる。

ラニョーは1851年にロレーヌ地方のメスに生まれ、1875年にアグレガシオンに合格し哲学教授資格を得て以降、亡くなる前年にあたる1893年までリセ（日本でいう高校にあたる）での哲学教育に従事した。その間に刊行されたものは道徳的行動のための同盟 (Union pour l'action morale) に寄せた会則 (*Simple notes pour un programme d'union et d'action*) のみであり、『形而上学・道徳雑誌』 (*Revue de métaphysique et de morale*) に掲載された「スピノザについての覚書」や、元生徒らの講義ノートをもとに編纂した『名講義集』、ラニョーのメモを集めた『断片集』等はラニョーの没後に刊行されたものである。

研究報告会で扱った「知覚についての講義」を収録する『名講義集』は、編纂にラニョーの元生徒であるアランやレオン・ルテリエらがかかわり、複数の生徒のノートを突き合わせ、当時の授業を正しく伝えるものであるか、細かな検討を経て刊行された講義録である。ラニョーが生前まとまった著作を残さず、リセでの教育活動に注力していたことに鑑みれば、この講義集がラニョーの哲学的思索を後世に伝えるものとして重要であることは言うまでもない。この講義集には「知覚についての講義」のほかに「判断についての講義」「明証性と確実性についての講義」「神についての講義」が収められている。今回の報告会で「知覚についての講義」を取り上げたのは、この講義が一方では精神の能動的で自由なはたらきを論じるという点でほかの講義との共通点を有するものでありながら、他方では‘知覚’というきわめて身体的な項において精神のはたらきを論じるという点で、他の講義にはない特異性を有する講義でもあるためである。

研究報告会では、‘知覚’という身体的な項において精神のはたらきがどのように論じられるかを明らかにすることを目的とし、視覚による奥行き（距離）知覚がいかにして成立するのかが分析される箇所を中心に挙げて発表した（知覚の分析には、錯視や図の立体視などの具体的な事例が挙げられ、日常的な経験を反省的に分析することで抽象的な思索へと至る、思索の道筋も示される。こうした思索の方法もラニョーの授業から生徒たちが学び、のちに自らの哲学のなかで実践していったことがらであるだろう）。そして反省的分析をとおして、視覚には精神の自由で能動的な判断の存在が不可欠であるとラニョーが構想していた点を指摘した。ラニョーが視覚論において‘予見’ (prévoir) という語を用いるのも、‘見る’ (voir) という語では捉えきれない、知覚への精神の能動的な参与の意味合いを強調するためであったと思われる。また、身体的な感覚印象を精神のはたらきによって‘予見’するはたらきは、身体と精神のあいだに一種の協働関係が存することを示唆している。これらを踏まえて、ラニョーの知覚論には身体か精神（魂）かという単純な心身二

元論的な枠組みにはおさまりきらない部分があること、および知覚は単に受動的なものではなく身体性と知性が統合される場として位置付けられることを結論づけた。

以下に、報告会で使用した資料の一部を示す（尚、以下に示すラニョーのテキストはすべて拙訳）。

1) Q：視覚は何に基づいて奥行きや距離、方向を把握するのか

=三次元的な視覚はなぜ可能なのか

Ex：描かれた立方体の図は規約的には二次元であるが、なぜそれを三次元的に（立方体として）理解するのか

A：・三次元的知覚は「運動」による「予見 (prévoir)」によって成立する。

- ・視覚的延長はわれわれがそれを踏破したら抱くであろう感覚印象 (sensation) に基づき理解される。

実際には、どのようにして視覚によって直接的に奥行きを、すなわち距離をとらえることができるのか？次のことは明確である。見ている対象とわれわれとが遠く離れていると思われるとき、それは触覚とは関係のない判断であり、その判断はある触覚の感覚印象が、ある運動の条件のもとで獲得されうることを示している。とにかく、事物のある様相に基づいて、触覚、聴覚、嗅覚、味覚、そして視覚それ自体に生じるであろう変化を、私が身体をある方向に向けて動かすときに予見することである。わたしが見ている色や形それ自体は、ただ色の並置や画家が平面上に正確に表現しうる線の多様性を示すにすぎない。視覚的延長の奥行きとは、わたしがこれらの形を、踏破 (parcourir) する距離のしるし (signes) として解釈することを習得し、仮にそれらを踏破したら抱くであろう感覚印象として解釈することを前提としている。われわれはみることを習得せねばならず、また、運動をとおして習得せねばならない。(Jules Lagneau, *Célèbres leçons et gragment*, PUF, 1950, p.148)

- ・図における線や形そのものが直接的に奥行きをもつわけではないが、それらを身体的感覚印象の記号として解釈する (=予見) ことで奥行きの知覚が成立する (Ex：立方体の線分ABは指でなぞったらこのくらいであろうetc、という感覚印象を予見する→描かれている対象に奥行き距離の感覚が補完され、三次元的知覚が可能になる)
- ・身体経験をもとに対象を判断する精神のはたらきにより、距離や奥行きの知覚が構築される

たしかに、われわれは目を開けばかならずなんらかの延長を目にすることができる。

(Ex：旅人の例/物体の配置と光量の例)

われわれが事物を見るときに明瞭さの度合いによって、われわれはその事物がより近くにあると判断する。不慣れな旅人は、山頂と山頂とのあいだの距離の目測において、大きな過ちをおかす。そして、じゅうぶんに照らされていない物体は、実際よりも遠くにあるように見える。そのため、もしランプが距離に比例して光が強くなるように並べられていたら、より遠い物体の方が近くに見えるだろう。(Jules Lagneau, *Célèbres leçons et fragments*, PUF, 1950, p.165)

4) Q：習慣的判断は誤ることもあるのか

A：習慣は、対象のより正確な知覚へと導く一方で、誤謬の原因にもなりうる

(Ex：歩兵のズボンおよび紙片の例)

われわれは、自分とものとの間にある環境の与える色がそのままに見られることはめったにない、というのを知っている。反対に、われわれはそこに色を見るのだが、その色というのは、対象が有しているとわれわれが知っている色である。歩兵の赤いズボンは、本当は距離の影響でその本当の色が限りなく灰色に近い色であったとしても、なおも赤く現れるのである。また、手に持った白い紙片を見ながら薄暗い場所から明るい場所へ移動するとき、実際に知覚されている色は大きく変化しているにもかかわらず、この紙片と同じ白さを貸し与える。画家たちは、本当の色、つまりわれわれを感じるべきであろう色を見出す術を知っている。真の色をみるためには、頭を切り替えれば良い。そのときわれわれは事物をそれと認識しなくなるだろう。かくして、われわれはそれら事物がもつべきだと考える色について、何の先入観ももたなくなる。(Jules Lagneau, *Célèbres leçons et fragments*, PUF, 1950, p.163)

・「本当の色」と「われわれが知っている色」は必ずしも一致しない

→・錯覚の現象は、対象が特定の性質を有すると感覚するからそのように判断するのではなく、対象がその性質を有すると判断するからそのように知覚することを示している

5) Q：精神のはたらきはわれわれにどのように意識されるのか？

A：対象が何であるかを判断する精神の能動的なはたらきが発揮されているときには、その能動性に気づくことができないが、そのはたらきが円滑でない場合には意識される

わたしが外的な対象を知覚するとき、わたしは受動的な表象を能動的な表象によって解釈するとは思われず、むしろこうしたはたらきは無媒介的で、直観的なものであると思われる。知覚とは、見かけ上は無媒介的な直観である。精神とは、それが能動的であるとき、受動的にみえる。知覚の能動的な側面を、精神は概して意識しない。しかしながら、知覚の活動的な特性がはっきりと現れる場合がある。それは精神がみようとしているとき、きこうとしているときである。しかし、精神がみるときあるいはきくとき、能動的な側面は消失する。(Jules Lagneau, *Célèbres leçons et gragments*, PUF, 1950, p.133)

→知覚は一見無媒介的なものに見えるが、知覚の背後には精神の能動的なはたらき（判断）が存在する

*ラニョーは精神の能動的なはたらきを強調すると同時に、場所を占める身体/感覚印象という身体的感覚も考慮しながら論を展開する

…精神と身体の一種の協働関係を示し、心身二元論を乗り越えようとする論といえる

…知覚は、単に受動的なものではなく身体性と知性が統合される場と位置付けられる

日本人大学生の韓国イメージに関する研究 —専攻として韓国語を学ぶ学生に注目して—

文吉英

1. 研究背景及び研究目的

近年、日本の高等教育機関における韓国語学習者が急増している（朝鮮語教育学会, 2021）。大学における韓国語の授業では、一般に韓国人教員が日本人学生を対象とする場面が多いが、このように文化的背景の異なる学習者の教育に携わる上で、彼らの抱く当該言語の国に対するイメージを理解することは、学習者の個々の特質を理解するために欠かせないことである。本研究では、韓国語学習者が増えつつある日本の現状を踏まえ、大学における韓国語学習者の韓国イメージに着目する。

日本人大学生が韓国人をどのように捉えているかを検討した研究として呉（2013）が挙げられる。この研究は、日本人大学生は、韓国人に対して「熱くて強い気持ちの持ち主」といった複合的な認識を持っていると述べている。次に、呉（2018）は、韓国人との接触経験に着目し、大学の国際交流プログラムで7日間韓国を訪問した日本人学生を対象に訪韓前、帰国直後、帰国後5ヶ月の3回にわたって韓国人へのイメージに関する面接調査を行った。その結果、渡韓経験が韓国人の内面的な特徴に関する認識を生み出し、その影響がある程度持続可能であるとした。一方、日本人大学生のうち、韓国語学習者を対象とした研究もある。斎藤（2011）は、教養科目として韓国語を学ぶ学生の韓国、韓国人、韓国語に対するイメージを検討し、前期と後期の最後に調査を行うことで韓国語学習によるイメージ変化を分析した。その結果、前期の調査で、上記の3者に対して概ね好意的で肯定的なイメージを持っていること、後期の調査では、肯定的なイメージが増え、学習者が元々持っていた肯定的なイメージが強化されたことが明らかになり、韓国語学習の韓国、韓国人イメージへの良い影響を報告している。尹・南（2015）は、教養科目として韓国語を学ぶ学生と他言語を学ぶ学生の韓国イメージの比較検討を行った。その結果、韓国語学習者のほうが韓国に対するイメージの項目に偏りが少なく、多岐に渡っていることが明らかになった。近年、日本人大学生が派遣留学先として韓国を選択している（日本学生支援機構, 2012）現状を受け、交換留学生に注目とした岩井（2012）は、日本人交換留学生の留学事前、六ヶ月目、事後の時期による韓国イメージの変化を検討している。その結果、肯定的イメージは、事前が最も多く、六ヶ月目で減少するものの、事後には再び増加したとしている。また、否定的イメージは、事前から一定程度見られたが、六ヶ月目で最も多くなり、事後は減少したことから韓国人イメージが韓国人との接触経験により縦断的に変化し得ると述べている。

以上のように、日本人大学生の韓国や韓国人のイメージに関する様々な研究がなされてきているが、これらの研究にも課題は残されている。それは、上記の先行研究は、韓国語の学習経験のない学生もしくは教養科目として韓国語を学ぶ学生を対象としているが、専攻として韓国語を学ぶ学生の韓国イメージは管見の限り明らかにされていないという点である。そこで、本研究では、日本の大学において専攻として韓国語を学ぶ日本人大学生の韓国イメージがどのようなものかを明らかにし、その特徴について検討することを目的とする。

2. 調査概要及び研究方法

対象者は、東京所在のA大学とB大学で韓国語を専攻する日本人大学生24名で、1年生が12名、3年生が6名、4年生が6名であった。対象者のうち、2年生がいない理由は、2大学ともカリキュラム上、2年生の後期の半年間もしくは2年生の前期から後期の1年間韓国留学に行くため、調査時、2年生が不在であったためである（表1）。2024年1月中旬から2月上旬に 구글フォームによるアンケート調査を実施した。具体的には、画面上に「私は、韓国を___と思います。」という文が20個書かれており、各ブランク部分に韓国の印象や韓国に対する思いなどを自由に入力するよう求めた。調査の結果、256例のイメージが得られた。1つの回答内に2つの意味が含まれているものは、意味ごとの単位に分けて分析した。そのような例が9例あったため、全265例となった。これらに対し、KJ法（川喜田,1967）におけるグループ分けの手法を援用して分類を行った。

3. 結果

得られた全265例のデータを分類した結果、17カテゴリーが抽出された（表2）。『韓国人気質への肯定的認識』が43例、『韓国社会への肯定的認識』が37例、次いで『食文化』が24例、『韓国社会への違和感』が18例、『韓国人気質への違和感』が17例と続く結果となった。ごく個人的な内容や分類できないものは『不詳』（12例）としてまとめた。次に、17のカテゴリーを肯定、否定、中立のイメージごとに分類した。その結果、肯定的イメージが150例、否定的イメージが62例、中立的イメージが41例となった。

イメージ別に詳細を見ていくと、肯定的なイメージを表すカテゴリーは9つであった。情が深い、親切だ、正直な人が多い、愛国心が強いなど韓国人の気質に対して好意的な理解を示す『韓国人気質への肯定的認識』、身近な国、旅行したい、知りたい、流行の最先端、世界中が注目しているなど韓国社会に対する好意的イメージを表す『韓国社会への肯定的認識』美容大国、アイドル文化がすごい、音楽に対する熱が凄いことへのイメージの『大衆文化の発展』、交通費が安い、地下鉄の設備がしっかりしている、宅配や配達が早いなど生活利便性や都市設備の充実さを示す『生活環境の良さ』、科学技術の先進性やエンターテインメント業界の市場が発達していることに対する『経済・産業の発展』、ご飯が美味しいことやおかずの充実などを示す『食文化への好感』、肌が綺麗、おしゃれだというイメージを示す『韓国人の外見への肯定的認識』、人との繋がりが深い、良い意味で人との距離が近いなど人との関係を重視することへの好感を表す『人間関係重視』、自然が綺麗なことや観光地が多いイメージを表す『地理・自然環境の良さ』である。否定的なイメージを表すカテゴリーは、5つであった。学歴社会で教育が厳しい、政治面で日本との関係が良くない、流行の移り変わりが激しい、戦争している国であることへの違和感を表す『韓国社会への違和感』、せっかち、運転が荒い、気持ちをストレートに伝えるなど韓国人の気質への違和感を示す『韓国人気質への違和感』、坂が多い、車が多い、宗教勧誘が多いことへの不便さを示す『生活環境の不便さ』、

〈表1〉 調査対象者の属性

性別	学年	韓国語 学習歴	学習 機関	韓国語 関連資格	渡韓回数 (ヶ月)	渡韓目的	韓国友人の形態 (そのうち最も交流の多い友人)	韓国友人知人との コミュニケーション 時の使用言語	韓国へ の 関心度	韓国に関して 関心のある分野	韓国に関する情報を 得る情報源	20件法 回答数
1 女	4	4年	大学 独学	TOPIK5級	3	12	旅行、語学研修 友だち、語学の先生、 親の会社の人	韓国語	5	文化、芸能、生活、健康、歴史	インターネット、SNS、 大学や教員、友だち	20
2 女	4	4年	大学	TOPIK4級	5	12	旅行、短期語学研修 親族、知り合い、訪問	韓国語	4	文化、スポーツ	テレビ、インターネット、SNS、 家族、親族	5
3 女	4	4年	大学	TOPIK5級	3	7	旅行、短期語学研修 友だち (同上)	韓国語	5	社会、文化、経済、政治、芸能、 生活、健康、歴史、芸術	テレビ、インターネット、SNS、 大学や教員	12
4 女	4	4年	大学	TOPIK5級	1	6	短期語学研修 友だち、大学の先生 (同上)	日本語 韓国語	3	芸能	インターネット、SNS、 大学や教員、友だち	3
5 女	4	4年	大学 独学	TOPIK4級	2	6	旅行、短期語学研修 友だち、大学の先生 (同上)	日本語 韓国語	4	文化、芸能、 生活、健康、教育	テレビ、インターネット、SNS、 友だち	17
6 男	3	3年	大学	TOPIK5級	3	6	旅行、留学 友だち	韓国語	5	芸能	友だち	2
7 女	3	3年	大学 独学	TOPIK6級	1	6	短期語学研修 友だち (同上)	日本語 韓国語	5	文化、芸能、 生活、健康	テレビ、インターネット、SNS、 大学や教員、会社、アルバイト先、友だち	10
8 女	3	3年	大学	TOPIK4級	3	9	短期語学研修、留学 友だち、大学の先輩や後輩 (友だち)	韓国語	4	社会、文化、芸術、 スポーツ、生活、健康	テレビ、書籍、インターネット、SNS、 大学や教員	4
9 女	3	3年	大学、 独学	TOPIK5級	10	12	旅行、短期語学研修、 親族、知り合い、訪問 友だち、アルバイト先の人、大学の先輩や後輩、 大学の先生、韓国語の塾の先生	韓国語	5	社会、文化、政治、芸術、 生活、健康、歴史、教育	インターネット、SNS、大学や教員、会社、 アルバイト先、家族、親戚、友だち、恋人	10
10 女	3	9年	中学校、大学、 家庭教師 塾、独学	TOPIK5級	4	7	旅行、短期語学研修 友だち、大学の先生 (同上)	日本語 韓国語	5	文化、芸能、生活、 健康、教育	インターネット、SNS、 大学や教員、友だち	20
11 女	4	4年	大学、 独学	TOPIK5級	7	8	旅行、短期語学研修、 留学 友だち、アルバイト先の人、大学の先輩や後輩 (友だち、アルバイト先の人)	日本語 韓国語	5	社会、文化、芸術、 歴史、教育	インターネット、SNS、 大学や教員、友だち	16
12 女	3	4年	大学 独学	TOPIK6級	-	-	友だち (同上)	日本語 韓国語	3	芸能	書籍、インターネット、SNS	20
13 女	1	1年	大学	ハンアル能力 検定試験5級	-	-	大学の先生 (同上)	日本語 韓国語	4	芸能	テレビ、インターネット、SNS、大学や教員、 家族、親戚、友だち	7
14 女	1	1年	大学	TOPIK1級	-	-	-	-	3	文化	インターネット、SNS、 大学や教員、友だち	4
15 男	1	1年	大学	TOPIK2級	-	-	友だち (同上)	日本語 韓国語	5	文化、芸能、生活、健康	テレビ、インターネット、SNS	11
16 女	1	3年	大学 独学	ハンアル能力 検定試験3級 TOPIK 2級	-	-	-	-	5	文化、芸能、歴史	インターネット、SNS、 大学や教員、友だち	6
17 女	1	1年	大学	TOPIK2級	-	-	-	-	5	社会、文化、芸術、 生活、健康	インターネット、SNS、大学や教員、友だち	20
18 女	1	5年	大学、 独学	TOPIK4級	-	-	大学の先輩や後輩、習い事の先生 (大学の先輩や後輩)	日本語	5	文化、芸能、生活、健康	テレビ、インターネット、SNS、大学や教員	3
19 女	4	4年	大学	TOPIK5級	-	-	友だち (同上)	日本語	3	文化	テレビ、インターネット、SNS、大学や教員	11
20 女	4	6年	大学、 独学	-	-	-	-	-	3	文化、芸能、歴史	書籍、インターネット、SNS、大学や教員	15
21 女	1	3年	大学	-	-	-	-	-	4	文化、芸能	インターネット、SNS	4
22 女	1	1年	大学	TOPIK1級	-	-	-	-	4	文化、芸能、生活、健康	テレビ、インターネット、SNS、大学や教員	5
23 女	1	2年	高校、 大学、独学	TOPIK2級	-	-	-	-	5	社会、文化、政治、芸術、 生活、健康、歴史	テレビ、新聞、雑誌、インターネット、SNS、 大学や教員	20
24 女	1	5年	大学、 独学	TOPIK2級	-	-	アルバイト先の人 (同上)	日本語	4	文化、芸能	テレビ、インターネット、SNS、友だち	10

〈表2〉韓国語専攻の日本人大学生の韓国イメージ（肯定・否定別のイメージ数）

全カテゴリー数	イメージ別合計	イメージ別カテゴリー数	カテゴリー名	数
1	肯定 (150)	1	韓国人気質への肯定的認識	43
2		2	韓国社会への肯定的認識	37
3		3	大衆文化の発展	16
4		4	生活環境の良さ	15
5		5	経済・産業の発展	12
6		6	食文化への好感	11
7		7	韓国人の外見への肯定的認識	8
8		8	人間関係重視	6
9		9	地理・自然環境の良さ	2
10		否定 (62)	1	韓国社会への違和感
11	2		韓国人気質への違和感	17
12	3		生活環境の不便さ	11
13	4		現代韓国社会問題	9
14	5		人間関係困難	7
15	中立 (41)	1	食文化	24
16		2	自然・生活環境	11
17		3	服装	6
—	不詳(12)	—	不詳	12
			計	265

親が教育熱心であることや受験戦争が大変であること、就職が厳しいこと、世論に国が左右されやすいなど韓国の社会問題に対する『現代韓国社会問題』、上下関係が厳しい、親しい人以外に冷たいなど人間関係における難しさを表す『人間関係困難』である。中立的なイメージを表すカテゴリーは、3つであった。コーヒをよく飲む、辛いものが得意、キムチをよく食べるなど韓国の食文化の特徴に対するイメージである『食文化』、寒い、カフェがたくさんあるなど韓国の気候や暮らしのイメージを表す『自然・生活環境』、帽子率が高い、シンプルな服装の人が多くなど韓国人の装いの特徴を表す『服装』である。

4. 考察及び今後の課題

上記の結果を踏まえ、以下では、本対象者の韓国イメージの特徴を中心に考察を行う。まず、得られたイメージの数からみると、韓国人や韓国社会に関するイメージ（肯定・否定を含む）が多く（121例（45.7%））、先行研究と比べ、特に韓国人に関わるイメージが多く見られ、本対象者は韓国を捉えるうえで、韓国社会とともに韓国人に対するイメージが重要な手がかりとなっていること

が窺える。また、返信が早い、良い意味で周りの人に興味がない、新しい人、関心のある人以外には興味がない、友達におすすめしたい、留学を通して今まで以上に好きになったというイメージが挙げられる。このように、韓国人や韓国社会に対するイメージが多く、その内容が具体的である理由として次の要因が考えられる。〈表1〉からみると本対象者の場合、全体的に韓国への関心度が高く（4.2/5点）、様々な情報源を通じて韓国に関する情報を得ている。また、韓国旅行や留学を経験している者が11名（対象者1～11）おり、このうち、2名を除き、韓国人の知り合いがおり、そのうち最も交流の多いのは友だちであると答えている。渡韓経験がない対象者の場合も6名は韓国人の知り合いがおり、調査時点で韓国人の知り合いとのコミュニケーションをしていると回答した。さらに、本対象者は、韓国語を専攻しているため、必須科目として韓国の文化や社会について学ぶ「韓国事情」のような授業も受講していることも推測できる。これらのことから、上記の結果は、本対象者が普段韓国人の知人との関係や韓国での滞在を通して見たり、聞いたりした経験と、授業において学習した内容を基に韓国社会と韓国人について認識できた可能性が考えられる。

次に、肯定と否定のイメージ別に比較すると、肯定的イメージが半数以上（150例）であり、否定的イメージ（62例）より2.5倍以上多く見られた。岩井（2012）は、日本人交換留学生の場合、留学事前に韓国への肯定的イメージが最も多く、途中は減少するものの、留学後は再び増加すると報告している。一方、否定的イメージは、留学事前に最も低く、6ヶ月で増加し、事後に減少するとしている。これらについて岩井は、6ヶ月以降の韓国生活の慣れや帰国後は自国にいるという環境の影響のためであるとし、文化適応過程は「初期の適応」「危機」「適応の再獲得」というU字型カーブを描くというLysgaard（1955）のモデルと重なる結果であると述べている。本対象者の場合も全員留学前もしくは留学後の段階にいたと言える。つまり、滞在経験のある対象者は、文化適応過程を経て、留学前に多かった肯定的イメージが留学後再獲得され、否定的イメージは増加を経て減少していたのではないかと推察される。また、滞在経験のない対象者は、韓国留学を控えており、留学への期待により否定的イメージが少なく、肯定的イメージが多い状態であったのではないかと考えられる。他の要因としては、性別による韓国イメージへの認識が異なる点が挙げられる。呉（2018）は、韓国人に対する否定的な認識に影響を与える一因としてマスメディアの情報を挙げているが、女性は男性に比べて歴史問題や新聞報道などマスコミやSNSで流される情報に影響される度合いが低い（生越，2019）。本対象者は2名を除いて女性であり、韓国の文化や芸能、生活や健康に関心を持っている対象者が多い。つまり、韓国に対して否定的に認識させるような情報にあまり興味がなく、ニュースなどのマスコミによる影響も少ないために否定的イメージより相対的に肯定的イメージが強く形成されたのではないかと考えられる。

最後に、本対象者の否定的イメージにおける特徴について言及したい。先行研究とは異なって、新たに見られた否定的イメージとして、日本と似ているようで似ていない、日本にはないがちょっとしたことでも悪態つく、日本以上に生き急いでいる人が多い、日本より上下関係が厳しいなどが挙

げられる。これらは日本との比較から得られたものであり、このことから自文化の日本と異なることを認識したものが、韓国という異文化への否定的なイメージに繋がる可能性が示唆される。このような否定的な認識は、留学を控えている日本人韓国語学習者の留学準備のみならず、渡韓後の充実した留学生生活を妨げる可能性も十分考え得る。そのため、上記のような否定的イメージは、留学前の事前教育の内容として取り上げ、異なることが必ずしも否定的なことではないという認識を育む必要がある。これは、人の考え方や行動様式は、長く続いた社会文化的条件に対する適応を通じて歴史的に進化してきたものであるため、それがどのような状況に適応したものであるかについて環境と有機的なシステムとして認識することが必要であるといった東（1994）の指摘からも考えられることである。従って、韓国語教育現場において、留学予定の学生や留学後の学生を対象に上述した否定的イメージに関する内容を扱う際は、その背景にある社会文化的要因についても適切に言及することで、学習者が韓国という異文化を捉えるうえで、どのような状況に応じて韓国がそのようなになったのかというように有機的に理解できるよう働きかける教員の役割が重要であろう。

本研究は、24名といったごく限られた学生を対象としているため、過度な一般化は控えたい。今後は、より多くの日本人韓国語学習者を対象とする量的調査を行うことが必要である。また、韓国や韓国人との直接的、間接的な接触経験が韓国イメージに影響を与える可能性が窺えたが、具体的にどのような経験であるのかに関しては明らかにされていない。今後は、日本人韓国語専攻者の韓国イメージの形成に影響を与える経験や社会文化的な要因についても追究していきたい。

【主な引用文献】

- 東洋「日本人のしつけと教育」東京大学出版会、1994、全214頁
- 岩井朝乃「日本人交換留学生は韓国人をどのようにとらえているか—縦断的調査による肯定的・否定的イメージの変化—」『日本言語文化』20、한국일본문화학회、2012、全22頁
- 呉正培「日本人大学生の韓国人に対するイメージの内容分析—韓国人大学生の日本人イメージとの比較—」『동북아문화연구』35、동북아시아문화학회、2013、全15頁
- 川喜田二郎「発想法—創造性開発のために—」中公文庫、1967、全234頁
- 斎藤良子「日本人韓国語学習者の韓国、韓国人、韓国語に対するイメージとその変化」『日本言語文化』20号、한국일본언어문화학회、2011、全24頁
- 尹秀美・南相瓊「日本人の韓国に対するイメージに関する調査研究—金沢大学学生の「初習言語」学習者間の比較を通して—」『言語文化論叢』19号、金沢大学、全23頁
- Lysgaard, S "Adjustment in a foreign society Norwegian Fulbright grantees visiting the United States" *International Social Science Bulletin*, 7, 1955, 全27頁

涌谷御猟場について

—宮内省による自然環境保全の取り組みとその終焉—

吉岡拓

はじめに

近代日本では、「御猟場」と呼ばれる天皇・皇族の狩猟場が各地に設置されていた。しかし、多くの御猟場は、大正期に解除となり、形を変えつつ現在まで存続しているのは、埼玉鴨場と新浜鴨場の2つにすぎない。

筆者は、この御猟場の設置・解除をめぐる動きを検討することが、近代日本（特に明治期）の天皇・天皇制の有り様を地域の視座から解明していく上で有用な作業になると考え、かねてより研究を行ってきた。その作業の中で、明治16年～21年にかけて茨城県東茨城郡水戸地域に設置されていた千波湖御猟場が、既存の御猟場が文字通り狩猟のために設置されたのと異なり、千波湖周辺の風致保存のために設置されたものであることを明らかにした上で、そのような通常の目的と異なる性格を持つ御猟場が、明治20年代には複数設置されていたのではないかとの見通しを立てた。そして、その可能性を持つ御猟場の1つとして、宮城県遠田郡に設置された涌谷御猟場をあげたのである¹⁾。

本稿では、上の「仮説」の検証を行う意図も込めて、涌谷御猟場について検討していく。その作業を通じ、この涌谷御猟場が設置されていた時期が、千波湖御猟場設置以降の宮内省主猟局が行ってきた自然環境保全（風致保存や鳥獣の繁殖保護）活動の転換期であったことを示したい。

1. 涌谷御猟場の設置

1-1 御猟場設置願の提出

明治25年8月中旬、宮城県知事船越衛から宮内大臣土方久元に宛て、次の伺書が提出された²⁾。

御猟場願之義二付伺

(名籾沼・下郡沼の所在地および面積に関する記載省略)

前記ケ所之儀ハ、古来鴻雁ノ類夥多棲息シ、為メニ沼池ノ荒蕪ヲ防クノ効有之候二付、旧藩治中ニ在テハ禁猟ノ場所ニ定メ有之候処、維新後ニ至リ乱撃極リ無ク、年ヲ追テ諸鳥類減少シ、随テ沼池荒蕪ニ歸シ、排水ノ不便ヲ来スノミナラス、漁業ノ障害トモ相成候間、此際御猟場ニ被為定、人民ノ銃猟御禁止相成候様仕度、尤漁業ハ毎年一月・二月ヲ除クノ外、従前之通相営ミ度段、該村民ヨリ致出願候、右事実ニ於テハ相違無之候二付、可然御詮議之上、何分之御指揮相成候様仕度、此段相伺候也

明治廿五年八月十八日

宮城県知事船越衛

宮内大臣子爵土方久元殿

名籾沼と下郡沼は、かつては鴻や雁が多く生息し、それら鳥類によって沼池の荒廃を防止できたため、旧藩時代は禁猟地と定められていた。しかし、近代以降は乱獲され、生息数の減少とそれに伴う沼池の荒廃が顕著に進み、排水や漁業にも支障が出ている。その状況を改善するため、御猟場



1968年時点での下郡沼・名鱸沼
 (涌谷町史編纂委員会編『涌谷町史 下』涌谷町、1968年、474頁～475頁所収の地図より) ※この後、両沼とも干拓され、現存せず

に指定してもらい、住民の銃猟を禁止したい(ただし、漁業については1月・2月を除き継続したい)——以上の趣旨の請願が地域住民より出されたため、宮内省として詮議してほしいとしている。

上で述べられている住民よりの請願とは、同年7月26日付で元涌谷村長涌沢授から宮城県知事宛で提出された下郡沼御猟場選定願書(以下、下郡沼願書)と、同8月11日付で涌谷町長松浦保治・南郷村長安部久馬之允連名で知事に提出された名鱸沼御猟場選定願書(以下、名鱸沼願書)³⁾のことを指す。前者の下郡沼願書を、以下に示したい。

御猟場之義二付願

(下郡沼の所在地および面積に関する記載省略)

右ヶ所、旧藩治中ハ冬時鴻雁之類夥多数棲息シ、之レガ為メ大ニ沼池ノ荒蕪ヲ防グノ効アルヲ以テ、其当時之レヲ禁猟シ居候所、御維新後ハ該制廢シ乱撃極リナク、年ヲ追フテ諸鳥棲息ノ数ヲ減シ、随テ漸次沼池荒蕪シ、今日ト相成候テハ既ニ旧昔々觀ナク、遠カラスシテ用水ノ欠乏ヲ来スノミナラズ、春夏漁業之障害トモ相成ルノ恐有之候間、此際(平出)皇室ノ御猟場トシ、人民ノ禁猟場ト御治定罷成候様御取計被成下度、尚漁業丈ハ冬季ヲ除クノ外、従来之通り相営ミ度、一村人民ノ願望ニ付、卑職之レヲ代表シ、此段奉願候也

遠田郡元涌谷村長 涌沢授

明治廿五年七月廿六日

宮城県知事船越衛殿

一読してわかる通り、この下郡沼願書の内容および構成は、先に引用した宮城県知事伺書のそれとほぼ同じである。この点、名鱸沼願書はさらに顕著で、差出と日付のほか、右の引用の「用水ノ欠乏」が「排水ノ不便」、「冬季ヲ除クノ外」が「毎年一月式月ヲ除クノ外」となっている以外は、記述はすべて同じである。沼池の荒蕪に関する記述で、県知事伺書は「排水ノ不便」としており、また、漁業禁止時期についても1月・2月と記していることからすると、県知事伺書は名鱸沼願書

の方を基に作成されたのであろう。

1-2 涌谷御猟場と十文字信介

『猟場録』や『地理 涌谷御猟場一件書』⁴⁾といった現在まで残存する公文書類を見る限り、涌谷御猟場設置をめぐる最初の動きは、先述の下郡沼願書の提出である。しかるに、当時、宮内省主猟局長を務めていた山口正定の日記には、下郡沼願書の提出よりも1か月ほど前の動きとして、次のような記載がある⁵⁾。

【明治25年6月27日条】

(前略) 七時、仙台人ニテ十文字信介来訪、右ハ松島近傍ノ沼池ニテ元伊達安芸ノ領分ナリシガ、人民ヨリ請願スルコヘ白鳥・菱喰・雁等ノ御猟場ニ被 仰付度旨ナリ、十文字ハ遊獵ノ名人ニテ頗ル熱心ナリ、一時間余対話シテ去ル

十文字信介は、涌谷の領主であった亘理伊達氏に砲術指南役として仕えた十文字秀雄の長子（嘉永5年（1852）11月生）で、維新後、津田仙らが創立した学農社で学んだ後、広島県勧業課長・宮城県農商課長兼農学校長・同県仙台区長兼宮城郡長などを歴任、第1回衆議院議員選挙に宮城県第3選挙区（加美・黒川・志田・玉造・遠田の5郡）から出馬・当選し、日本憲政史上初の衆議院解散が行われた24年12月まで議員を1期務めた人物である⁶⁾。また、山口が日記に記している通り、十文字は銃猟の名人としても知られた存在で、明治25年当時は銃猟の経験と銃への知識を活かし、東京府神田区西紅梅町で銃砲販売業を営んでいたという⁷⁾。

上の日記によれば、山口正定と面会した十文字は、「元伊達安芸」すなわち亘理伊達氏の旧領を「白鳥・菱喰・雁等ノ御猟場」とするよう願ってきたという。また、山口の日記の記述からは、十文字が「人民ヨリ請願スル」との話もしていたことも確認できる。この六月末の時点で、翌七月下旬以降の下郡沼願書および名鱸沼願書の提出を予言するかのようことが語られていたのである。

先述の通り、下郡沼願書は元涌谷村村長の涌沢授の名前で提出されたものであるが、その元涌谷村は、明治22年4月の町村制施行の際、涌谷村・小塚村・上郡村・下郡村の計4か村が合併して誕生した村⁸⁾である。十文字信介の生家があった涌谷城下の御小人丁⁹⁾は、かつての行政区画上では、合併した村の一つである涌谷村に属していた¹⁰⁾。十文字自身はこの地域を離れて久しいが、第1回衆議院選挙で宮城県第3選挙区から出馬・当選していること、議員退任直後の25年1月末、元涌谷村内の久道保兵衛方にて慰労会が開かれていること¹¹⁾ などから、彼がこの明治25年の時点でも地元で強い影響力を保持していたのがわかる。



十文字信介【時期不明】
(前掲『涌谷町史 下』図版4より)

以上のことから推測するに、十文字信介は、山口正定に面会したのち、元涌谷村在住の住民に接触して、御猟場設置の願書を提出するよう促したのではないだろうか。なお、元涌谷村長の涌沢授は巨理伊達氏の家老涌沢七郎左衛門の子であり¹²⁾、十文字とは巨理伊達氏の旧家臣団としてのつながりもあったであろう¹³⁾。

その後も十文字は、7月に1回（2日）、8月に3回（15日、16日、17日）、山口正定に面会している。16日の面会の際、山口が涌谷への視察出張が決定した旨を伝え、十文字は歓喜した。翌17日、早速山口に涌谷出張の辞令が出るのであるが、注目すべきは、同日に宮城県知事船越衛が山口の下を訪問し¹⁴⁾、その翌日である18日に、本章冒頭に引用した御猟場設置伺書が提出されていることである。すなわち、船越が伺書を提出するよりも前の段階で、涌谷への御猟場設置計画は動き出していたのであり、この点からも、涌谷御猟場の設置は十文字の尽力に拠るところが大きかったことが窺い知られよう。

山口は、十文字と船越を帯同して、8月21日から24日かけて涌谷を視察する¹⁵⁾。そして9月13日、宮内省より内務省・農商務省に宛て、両省の方で問題がなければ、宮城県遠田郡の下郡沼・名鱸沼を明治25年10月1日より30年9月30日までの5年間御猟場として定めることを、訓令として宮城県へ伝達してほしいと照会した¹⁶⁾。これを受けて農商務省は、9月24日、下郡沼・名鱸沼を10月1日より5年間御猟場（涌谷御猟場）に選定すること、同御猟場での人民による狩猟は禁止し、漁業のみ1月・2月を除いて許可する旨を明治25年農商務省訓令第27号として、農商務大臣後藤象二郎・内務大臣井上馨の連名で発した¹⁷⁾。かくして涌谷御猟場は設置されるに至ったのである。

1-3 十文字信介の目論見

十文字信介が、明治25年当時、銃猟の名人として名を馳せていたのは前述した。十文字は、衆議院議員在職中であつた24年10月、『傍訓図解 銃猟新書』¹⁸⁾と題した著書を出版している。その著書の中に、次のような一節がある。当時の狩猟をめぐる社会状況に対する十文字の考えがよくわかる内容なので、長文を厭わず引用してみよう（122～125頁）。

○鳥獣蕃殖の保護

鳥獣に有功有害の區別あり、有害の者は取て其害を除くと共に人用に供すべしと雖も有功の者ハ決して之を捕獲せざるを要す、勿論捕獲すべき者と雖も之を捕ふるハ一定の時に於てすべく其捕獲の法残酷刻薄を避くるを肝要とす、他なし其芋尾妊娠の期分娩後養育の季節等に於て之を捕ふる時ハ其数年々に減少して終に子遺なきに至らん八十数年前濫獲の初まりし以来諸方の実況に照しても之を知るを得ればなり、故に芋尾の期より、育養全く終るまでの間ハ都て鳥獣を捕獲せず其蕃殖を謀るを以て猟法上特に我邦の今日に於てハ必要緊急の務とす、其捕獲を制するが如きは銃猟を以てすると網係蹄等を以てするとを問ハざるなり（中略）

余一夜前外務大臣青木周蔵君と寛話して談偶ま銃猟に涉りしか君は得意に海外の実例を取りて

狩猟に於ける法律規則の完全ならざる可らざるを細話せらるゝと同時に其海外に於ける銃猟の景況を世に示されたり（中略）本邦の如き今にして狩猟法を設けて一般の取締を厳にし以て鳥獣の蕃殖を務むるにあらずんば一挺の猟銃一円の免税僥倖を山海に求むる情民は益々多きを加へ実業の廃怠道德の堙滅田圃山林の荒敗より生命健康の危険等其損する所料知すへきにあらざ（中略）

同君の憂ふる処即ち是れ余輩の憂ふる処なり、願はくハ政府及び各地方の注意に依りて前陳有功鳥類の捕獲を禁じ且鳥獣に依りて其捕獲の期節を異にすること欧米の例の如くし其捕獲の器具にも制限を立て絞喉係蹄の両器網、罾、罔等を以て取る方法ともに時と場所とに依りては禁制を嚴重にし、野鳥、山獣の卵雛を取る事も固より之を禁する等濫捕妄獲を制せざるべからず（後略）

十文字は、引用最初の段落で近年の日本における狩猟の状況に関する自身の見解を述べ、次の段落では、自身が聞いたとする青木周蔵の見解にも触れて、鳥獣の乱獲を取り締まるため、狩猟関連法制の整備の必要性を訴える。明治24年10月当時の狩猟関連法制としては鳥獣猟規則（明治6年1月20日太政官布告第25号により制定。同7年11月、10年1月改正）があったが、同規則は銃猟限定の法令であり、銃を用いない狩猟については、事実上、野放しの状態にあった¹⁹⁾。

この法の未整備状況の中で十文字が期待したのが、引用最後の段落で述べられているように、「政府及び各地方の注意」による有功鳥類の捕獲禁止と猟具の制限、禁猟時期および地域の設定であった。つまり、「法律」の不足を、省（省令）や地方官（府県令）の「命令」²⁰⁾によって補おうという発想である。

だが、「法律」たる鳥獣猟規則に鳥獣保護や銃猟以外の狩猟に関する規定がない以上、それを省や地方官の「命令」によって規制するのは、容易なことではない。実際、明治12年9月に内務省が「主上御遊猟之御場所トシテ予テ鳥類繁殖之為メ東京近傍ニ於テ禁猟之箇所御設置相成度」ために東京府・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県にその候補地の選定を依頼した際には、府県から候補地が上がってきたにもかかわらず、太政官法制局が、禁猟区の設定が遊猟者（特に外国人遊猟者）の反発を招くと難色を示し、計画が一旦棚上げとなっている²¹⁾。それから約2年半後の明治15年5月、改めて「御遊猟場」が選定されるが、同所を禁猟区にする計画は、この時点ではなくなっていた²²⁾。

こうした中、禁猟区の設定を推し進めたのが、ほかならぬ宮内省であった。天皇が「御遊猟場」で狩猟を行った際に不猟となるのを懸念した宮内省は、内務省が設定した「御遊猟場」の一部を禁猟区域にして鳥獣の畜養を図り、そしてその区域を「御猟場」と呼んで、「御遊猟場」とは区別した。さらに、明治16年後半になると、宮内省の意向で「御遊猟場」も「御猟場」に改称され、一律で禁猟区と定められるに至った。そして宮内省は、序章で述べた通り、この御猟場設置による禁猟区域の設定を、地域の風致保存に活用していくのである²³⁾。

以上のように、十文字がその著書の中で政府や地方官の「命令」によって禁猟区を設定する必要性を訴えていた明治24年当時、実際にそのような取り組みを行っていたのが宮内省であった。十文字が涌谷への御猟場設置を山口正定へ掛け合ったのは、そうした宮内省の取り組みを把握した上でのものだったのではないだろうか。下郡沼願書（およびそれを基に作成されたと考えられる名繕沼願書と宮城県知事伺書）が鳥獣繁殖保護のために御猟場の設置を求める構成になっているのは、十文字の目論見がそのまま願書に反映された結果であったといえよう。

『銃猟新書』刊行から3か月後の25年1月、内容の補訂のために『銃猟新書 増訂録全』²⁴⁾が刊行される。その中で十文字は、先に長文で引用した箇所の後略部分を、次のように書き替えていた（30～31頁）。

百二十五頁鳥獣蕃殖保護説の末段ハ左の如く改む

（但独逸制に依り直ちに該国の如き区画猟法を施行するときは、貴族豪農商の利となるのみにして一般の狩猟家は其快樂と利益とを失ふに至るや明けしと雖も一郡内一ニケ処位つゝも禁猟の場所を設け置くにあらざれば鳥獣の蕃殖を害すること甚しきに至るべし、何とかして其方法をも設け度ものなり（以下略）

「独逸制」とは、1850年にプロイセンで制定された、狩猟権を75ha以上の土地所有者に限定した狩猟監督法のことであろう²⁵⁾。十文字は、狩猟監督法のような狩猟者数の制限にもつながらやり方で繁殖保護を図る方法は批判し、代わって郡ごとに1、2か所の「禁猟の場所」を設定することを主張した。彼自身がどこまで意識していたのかは定かではないが、涌谷御猟場の設置は、宮城県遠田郡に下郡沼と名繕沼という2つの禁猟区を誕生させたのである。

1-4 宮内省における涌谷御猟場の位置づけ

涌谷御猟場を設置した宮内省は、同御猟場をどのように位置づけていたのであろうか。本章の最後に、この点を確認していこう。

次の史料は、涌谷御猟場設置からほどなくして宮城県知事船越衛から出された御猟場への監守設置願に対し、宮内省が12月5日付で作成した回答案のカガミである²⁶⁾。

今般新設成候宮城県下遠田郡涌谷御猟場之義ハ、地方人民ノ請願ニ依リ御猟場ト被定候ニ付、統テ取締上ノ義ハ警察署ヲ始メ郡役所・町村役場等ニテ注意可致答ヲ以テ、別段監守長・監守等ノ職員無之候処、實際ニ於テ取締主任者無之テハ不都合ノ次第モ有之趣ニ付、無給監守五人被差置度旨、別紙ノ通り該県知事ヨリ内議有之候、就テハ、別段費用ヲ不要上ハ、岐阜県長良川筋御猟場ノ振合ニ準シ、監守定員外前書五名被差置候様致度、御允許ノ上ハ該知事ノ照会人撰為致、人名追テ上請可致、此段相伺候也

追テ監守長ノ事務ハ遠田郡長ニ於テ相心得候答ニ付、此段御聴置相成度候也

涌谷御猟場は地域住民の請願を受けて設置した御猟場であるため、宮内省としては監守長・監守

を任命して管理するのではなく、所轄の警察署や郡役所・町村役場に管理を委任する方針であった。ところが、知事から無給監守を5名設置したいとの内議があったため、長良川御猟場の方法を準用し、監守5名を無給で設置することを許可することにしたのだという。なお、追而書にもある通り、こののち、監守長についても事務を郡長に委嘱する形で設置が決定した²⁷⁾。

右の引用の中に出てくる長良川御猟場は、鵜飼技術の保護を求める岐阜県知事小崎利準からの請願を受けて、明治23年12月、岐阜県の長良川流域の一部に設置された御猟場である²⁸⁾。請願により設置されたという点で、涌谷御猟場と共通しており、それゆえ、運営法について先例となる部分があったのであろう。ただし、長良川御猟場には、宮内省側の意向で設置された御猟場と同様、御猟場の管理運営の方法を定めた御猟場規則や監守・監守長の服務規程などが存在したが、涌谷御猟場にはこうした規則類は作成されなかった²⁹⁾。

以上のように、涌谷御猟場は、その設置段階においては、同時代に存在した他の御猟場とは異なる位置づけを宮内省から与えられていた。この宮内省内での位置づけの違いという点からも、涌谷御猟場が鳥獣繁殖保護を目的に設置されたものであることが傍証できるのである。

2. 涌谷御猟場の廃止

涌谷御猟場は、設置から5年後の明治30年9月末日を以て御猟場契約を解除される。その理由は何だったのか。設置後の涌谷御猟場の運営のあり方も踏まえながら見ていくこととしよう。

2-1 設置後の涌谷御猟場

1-4で確認した通り、宮内省は涌谷御猟場の設置当初、鳥獣繁殖保護を求める住民請願を受けて設置した御猟場であるとの理由から、他の御猟場とは異なる管理運営の方法を取ろうとしていた。とはいえ、では宮内省側が同御猟場に狩猟場としての役割を何ら求めていなかったかということ、必ずしもそうではなかった。たとえば、明治26年11月18日～20日には、山口正定が天皇の下命を受けて涌谷へ出張（十文字信介と船越衛も帯同）し、御猟場へ狩猟を行っている³⁰⁾。また、千石五郎の日記によれば、26年7月には「小松宮殿下」の希望で白鳥1羽を涌谷で手配・献上し、30年5月にも負傷手当をしていた白鳥2羽を宮内庁主猟局に送っていた³¹⁾。

地域住民も、御猟場の管理運営に主体的に関わっていた。たとえば、涌谷御猟場設置決定時、下郡沼・名簾沼は1月・2月が漁業禁止期間と定められたが、27年に入り町村側が禁漁期間の延長を申し出た結果、28年から期間が2週間延長され、3月14日までとなる。監守も職務を誠実に遂行しており、27年秋に下郡沼で多数の鴨の死骸が見つかった際は、腐敗が進んでいない死骸の送付を県庁から要請されたため、監守らが中心となって捜索に当たっている。また、時期は前後するが、26年2月には、灌漑水路検査のため名簾沼を漁船で回乗中だった桃生郡（遠田郡の隣郡）の郡長鈴木太郎作の一行を、監守が御猟場への侵入者と誤認して宮内省に通報、裁判所にまで告発してし

まうという騒動を起こしている。これなどは、服務規程がない中、監守が懸命に職務を遂行しようとしていた中で生じた問題だといえよう³²⁾。

【表】明治26年～30年各御猟場予算・決算一覧表

御猟場名	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	予算	決算								
習志野原御猟場	2,026円	1,439円	1,787円	1,207円	1,863円	1,283円	1,863円	1,513円	1,863円	1,487円
連光寺村御猟場	889円	445円	620円	348円	738円	372円	738円	395円	588円	398円
江戸川筋御猟場	2,597円	2,393円	2,540円	3,771円	3,597円	3,224円	3,597円	4,460円	3,831円	3,687円
日光御猟場	1,435円	1,419円	1,380円	1,028円	1,435円	1,068円	1,435円	1,230円	1,435円	993円
岩瀬御猟場	930円	570円	938円	523円	757円	510円	757円	622円	757円	537円
長良川筋御猟場	800円	232円	748円	218円	744円	570円	744円	372円	744円	363円
涌谷御猟場	280円	59円	230円	39円	194円	35円	194円	35円	194円	95円

『自明治廿四年至同廿六年 会計予算決算録』（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号21215）、
 『明治廿七年同廿八年 会計予算決算録』（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号21216）、
 『明治廿九年同三十年 会計予算決算録』（宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号21217）より筆者作成
 ※銭以下は省略

【表】は、涌谷御猟場が設置されていた時期の、同御猟場と他の御猟場の予算・決算額を比較したものである（ただし、明治25年は涌谷御猟場の設置期間が短いため省略した）。一見してわかるように、涌谷御猟場は、予算・決算とも、他の御猟場と比べ圧倒的に少ない。ただ、前年度の決算額如何にかかわらず、毎年その決算額の5倍程度が予算として組まれているあたり、宮内省が涌谷御猟場を蔑ろにしているようにも見えない（26年度を基準にすると予算額は下げられているが、それは江戸川筋御猟場を除くすべての御猟場に当てはまる）。

上記に関連して、宮内省は明治26年度より、町村手当金として270円を涌谷御猟場へ支給している（上の御猟場予算とは別に計上されたもの）。監守長である遠田郡長鈴木純之進は、この手当金を3分割し、御猟場が所在する元涌谷村・南郷村・涌谷町へ90円ずつ支給することとした³³⁾。住民請願により設置した御猟場であっても、手当の支給という点では他の御猟場と同様の扱いを受けているのである。

以上を見る限り、涌谷御猟場はその設置の目的こそ他の御猟場と異なるものの、狩猟場としての機能をまったく果たしていなかったわけではなく、予算配分の面でも、規模こそ異なるものの、他の御猟場と別個の扱いをされていたわけではないことが確認できる。また、地域住民も涌谷御猟場の維持に尽力していたように見え、他の御猟場では明治20年代以降しばしば生じていた御猟場指定の解除を求める動き³⁴⁾は、少なくとも現存する文書からは見えてこない。

2-2 涌谷御猟場の廃止とその背景

2-1で見たような状況の中、涌谷御猟場は30年9月末日を以て御猟場指定を解除された。

山口正定の日記を見る限り、解除に向けた最初の動きは30年9月7日で、この日、山口が明治天

皇に涌谷御猟場の契約満了解除を奏上し、「御聞済」となる³⁵⁾。同10日、宮内省より農商務省・内務省へ契約満了解除を照会し、宮城県へは、両省から同18日に農商務省訓令第22号として通達された³⁶⁾。

宮内省から農商務省・内務省へ送られた照会の文案のカガミには、次のように記されている³⁷⁾。

宮城県下涌谷御猟場之義者、去ル廿五年十月一日ヨリ満五ケ年ノ期限ヲ以テ御設置相成候処、爾後数年間ノ実験ニ依ルニ、同場ハ格別有望ノ場所ニ無之、且本月三十日ニテ右年限満期ニモ相成候間、旁同日限り御猟場解除相成候様致度、依テ其旨該県へ訓令之義、内務・農商務両大臣へ左案ヲ以テ御照会可相成哉、此段相伺候

右の文面の内容にそのまま従うなら、宮内省は契約期限の満了と、御猟場としての有用性への疑問から、涌谷御猟場の指定解除を決めた、ということになる。ただ、まず前者については、この明治30年までに設置された御猟場は、基本的に民有地や官有地を期限付きで借り受ける形で設定されており、契約期限が近づくと、宮内省と地域の町村の間で契約延長の交渉を行っていた³⁸⁾。つまり、契約期限満了それ自体は、契約解除の理由には必ずしもならない。後者についても、涌谷御猟場内での鳥類の繁殖状況について、宮内省側が現地に照会した記録もなければ、現地の側が報告をした形跡もない。また、仮にこれが狩猟場としての有用性についての指摘だったとしたら、そもそもの設置目的とは違う問題を指摘しているということとなる。指定解除は、カガミに書かれていたのとは別の理由から決定したものと見るべきであろう。

実は、涌谷御猟場が設置されていた5年間は、十文字信介が念願していた狩猟関連法制の整備が進められた時期であった。まず、涌谷御猟場設置からわずか4日後の10月5日、狩猟規則が勅令第84号として制定公布された。これにより、銃猟以外の狩猟も規制の対象となり、また、地方長官が独自に禁猟区を設定することが可能になった。

狩猟規則は、枢密院審議から勅令として発令されたことに帝国議会在反発し、公布直後の第4議会から、これに代わるものとして狩猟法案の審議が衆議院ではじまる。日清戦争開戦などもあって審議未了が続いたが、第8議会で衆議院・貴族院双方から法案が提出され、両院協議会での協議・調整を経た結果、狩猟法が明治28年法律第20号として成立した。狩猟法と狩猟規則との最も大きな違いは、狩猟規則で認められた土地所有者による狩猟区の設定に関する条文を、狩猟法ではすべて削除したことであった³⁹⁾。つまり、狩猟規則には、十文字が危惧していたプロイセンの狩猟監督法に類する規定があったが、狩猟法ではそれがなくなった、ということである。狩猟規則→狩猟法の制定によって、十文字が危惧していた範囲での法の未整備状況は、すべて解消されたといえよう。

狩猟規則・狩猟法の制定は、御猟場の運営にも少なからず影響を与える。狩猟規則が公布されたのち、宮内省は農商務省へ「帝室御猟場之義ハ渾テ従前之通り相心得、御沙汰ヲ奉シ御猟場内ニ於テ狩猟候者へハ、当省ニ於テ相当ノ取締方相設候」ことの確認と、その点の府県への通達を求めた。

これに対し農商務省は、「猟期外ノ狩猟若クハ禁止及保護鳥獸捕獲ノ如キ狩猟規則違背ノ廉有之候テハ、御猟場内ト雖トモ穩カナラサル義ニ有之、且又主猟官以外ノ者ニシテ御猟場ニ於テ狩猟シ、又御沙汰ヲ蒙ムラサル者ニシテ出猟スルカ如キコト有之候テハ不都合ト被存候間、警察上之取締ハ遵奉可被致苦ニ有之候」と返答する⁴⁰⁾。すなわち、農商務省は、狩猟規則が制定された以上、御猟場内であっても猟期外の狩猟や保護鳥類の捕獲は求められず、また、主猟官以外の者や天皇の下命を受けていない者（監守などを指している者と思われる⁴¹⁾）が御猟場内で狩猟・出猟するのも問題だとしたのである。

この農商務省の考えに宮内省側は納得せず、しばらく両省の間でやり取りが続くが、最終的には26年9月初旬、①御猟場での有害鳥獸駆除・捕獲は6か月を1期として主猟局長から地方庁へ照会を行う、②①のやりとりを経た上で、主猟局の吏員がその期間に鳥獸の駆除・捕獲を行う、③1か月ごとに駆除・捕獲鳥獸の種類と数を御猟場監守長から所在地方庁へ報告を行う、という形でまとまった。この手順は、農商務省が所管の林野で有害鳥獸を駆除・保護を行う際のもの（明治25年農商務省訓令第37号）に準拠した内容であり、宮内省側の事実上の敗北といえるだろう⁴²⁾。なお、狩猟法制定以降もこの手順が踏襲された⁴³⁾。

以上のように、狩猟規則・狩猟法制定によって、御猟場内での狩猟の時期や鳥獸の駆除・保護についても、これらの法の拘束を受けることとなった。もはや宮内省が独自に鳥獸保護の動きを取ることは不可能となったのである。この点、涌谷への御猟場設置を働きかけた十文字信介の立場からすれば、御猟場指定の継続をあえて求める必要はなくなったことを意味する。これらが、明治30年という時期に涌谷御猟場の指定解除が行われた理由だといえよう。

おわりにかえて

以上、本稿では、涌谷御猟場が鳥類繁殖保護のために設置されたこと、しかし、その設置直後から狩猟関連法制の整備が進められ、かかる目的のために御猟場を置く必要も意味もなくなった結果、同御猟場がわずか5年で指定を解除されるに至ったことを論じてきた。

右の状況を宮内省主猟局の立場からまとめれば、それは、主猟局が明治16年の千波湖御猟場設置以来担ってきた、地域の側の求めに応じて御猟場を設置し、以てその地域の自然環境保全を支援するという役割が終焉したことを意味する。実際、宮内省は、涌谷御猟場が解除となった明治30年から45年までの間に新たに8つの御猟場を新設するが、このうち、地域の側の請願によって設置された御猟場は、京都御猟場の1つに過ぎない。明治16年から25年までに設置された6つの御猟場のうち半数が地域からの請願によるものだったことを踏まえると、その違いは明確であろう。

果たして宮内省は、明治30年以降、どのような方針の下で新たな御猟場を設置・運営していくとするのか。この点については、稿を改めて検討していくこととする

【注】

- 1) 以上、拙稿「千波湖御猟場について一風致保存のための御猟場の誕生」(『カルチュラル』17-1、2023年) 参照。
- 2) 『自明治廿一年至同廿五年 猟場録』【宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号：1531】。
- 3) いずれも『自明治廿一年至同廿五年 猟場録』所収。
- 4) 宮城県公文書館所蔵、配架番号：明治25-2-0048。
- 5) 『山口正定日記 自明治廿五年一月一日至同年十二月三十一日』【宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号：37332】。
- 6) 藻鹽舎主人『宮城県国会議員候補者列伝』(晩成書屋、1890年) 27～32頁、涌谷町史編纂委員会編『涌谷町史 下』(涌谷町、1968年) 93頁。
- 7) 十文字大元伝記編纂会編『十文字大元伝』(十文字大元伝記編纂会、1926年) 73頁、157頁。
- 8) 『涌谷町史 下』165頁。
- 9) 『十文字大元伝』34頁、78頁。涌谷町史編纂委員会編『涌谷町史 上』(涌谷町、1965年)、546頁。なお、『涌谷町史 上』によれば、「丁」は武家町を指す用語である(202頁)。
- 10) 『涌谷町史 上』204頁、408頁。『涌谷町史 下』353頁。
- 11) 「千石五郎日誌」【個人蔵。涌谷町生涯学習課文化財保護班がデジタルデータを管理】明治25年1月30日条。千石五郎は、当時、遠田郡役所書記を務めていた。
- 12) 『涌谷町史 下』166頁。
- 13) なお、涌谷伊達氏の家臣団は、明治維新後、一律で平民籍に編入された。『涌谷町史 下』27頁。
- 14) 以上、すべて『山口正定日記 自明治廿五年一月一日至同年十二月三十一日』。
- 15) 『山口正定日記 自明治廿五年一月一日至同年十二月三十一日』。
- 16) 『自明治廿一年至同廿五年 猟場録』。
- 17) 『公文類聚』【国立公文書館所蔵】第16編・明治25年・第1巻・皇室・詔勅・内廷・皇族・皇室財産【請求番号：類00587100】。
- 18) 金港堂、1891年。なお、同書は非常に好評だったようで、国立国会図書館のデータベースで確認できる限り、増訂しつつ9版(明治39年6月)まで出ている。
- 19) 明治24年8月末、農商務大臣陸奥宗光が銃猟規則制定案を閣議に提出した際の前文による。『公文類聚』第16編・明治25年・第32巻・産業1・農事・商事【請求番号：類00618100】。
- 20) 省令は明治19年の公文式制定、府県令は同年の地方官官制制定によってその法的根拠や効力の範囲が明確にされた。これらについては、岩谷十郎「明治太政官期法令の世界」(国立国会図書館調査及び立法考査局編『日本法令索引「明治前期編」データベース利用のために』国立国会図書館調査及び立法考査局、2007年) 参照。
- 21) 『公文録』【国立公文書館所蔵】明治12年・第74巻・明治12年10月・内務省1【請求番号：

公02498100】。

- 22) 前掲拙稿「千波湖御猟場について」参照。
- 23) 前掲拙稿「千波湖御猟場について」参照。
- 24) 金港堂、1895年。
- 25) 野島利彰「ドイツの狩猟(1)」(『駒澤大学外国語部論集』26、1987年)。なお、同論文によれば、このプロイセン法は程なくしてドイツ内の君主国に模倣されたという。
- 26) 『自明治廿一年至同廿五年 猟場録』。
- 27) 『自明治廿一年至同廿五年 猟場録』。
- 28) 『自明治廿一年至同廿五年 猟場録』。
- 29) 涌谷御猟場の管理運営方法は、明治25年の時点で既に廃止されていた千波湖御猟場のその方が近いといえる。この点、前掲拙稿「千波湖御猟場について」も参照されたい。
- 30) 『山口正定日記 自明治廿六年一月一日至同年十二月三十一日』【宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号：37333】。なお、同史料によれば、この出張時に山口は体調を崩し、19日以降は狩猟を行わず療養に努めている。
- 31) 「千石五郎日誌」明治26年7月6日条、同30年5月28日条。
- 32) 以上、すべて『地理 涌谷御猟場一件書』。なお、桃生郡長を通報した騒動については、この時期に名瀬沼からの排水をめぐる起こっていた遠田郡・桃生郡の住民間の対立（遠桃事件）も影響していたと思われる。この事件については、『涌谷町史 下』207～237頁を参照されたい。
- 33) 『地理 涌谷御猟場一件書』。
- 34) この点については、さしあたり拙稿「江戸川筋御猟場から見る明治期日本の地域社会と天皇・天皇制」（『埼玉地方史』87、2023年）参照。
- 35) 『山口正定日記 従明治卅年七月廿一日至明治卅一年八月七日』【宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号：37338】。
- 36) 『地理 涌谷御猟場一件書』、『自明治廿六年至同三十年 猟場録』【宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号：1532】。
- 37) 『自明治廿六年至同三十年 猟場録』。
- 38) この点に関する1つの事例研究として、前掲拙稿「江戸川筋御猟場から見る明治期日本の地域社会と天皇・天皇制」をあげておきたい。
- 39) 以上、狩猟規則と狩猟法については、すべて小柳泰治『わが国の狩猟法制—殺生禁断と乱場』（青林書院、2015年）第7章「明治憲法の狩猟法制」参照。
- 40) 『自明治廿三年至同廿五年 例規録』【宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号：1586】。
- 41) 25年11月30日付で内事課長股野琢から山口正定に通牒された文書によれば、主猟官は勅任

官5名、奏任官10名に限定されている（『自明治廿三年至同廿五年 例規録』）。なお、監守の官吏としての分類は、明治30年の時点で等外である（『自明治廿八年至同三十年 例規録』【宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号：1588】）。

- 42) 以上、『明治廿六年同廿七年 例規録』【宮内庁宮内公文書館所蔵、識別番号：1587】。
- 43) 明治28年農商務省訓令第6号（『官報』3539、明治28年4月20日）。
- 44) 各御猟場の開設経緯については、橋場万里子「全国における御猟場の変遷と連光寺村御猟場」（『パルテノン多摩≪博物館部門』年報・紀要』5、2002年）参照。

【付記】

本稿作成に当たっては、宮内庁宮内公文書館、宮城県公文書館、涌谷町生涯学習課文化財保護班の方々にお世話になった。記して感謝申し上げたい。

なお、本研究はJSPS科研費20K0096の助成を受けたものである。

03

ランゲージラウンジ
活動報告

03

2024年度ランゲージラウンジ活動報告

教養教育センター ランゲージラウンジ運営委員会

1. 総括

2008年に始まったランゲージラウンジ活動は、まず語学検定試験用の問題等をそろえて、学生たちが自律的に学習できる環境を整えることから始まった。言語ごと（ドイツ語、スペイン語、中国語、韓国語、フランス語）に、授業以外で学習言語を使ってコミュニケーションをすることを目的とした会話スペースを設置して、学生と当該言語の母語話者（教員や留学生）との交流を楽しんできた。一方、英語とスペイン語は、ILSSP（Independent Language Study Support Program）を開設し、学習者自らが具体的な目標を設定して、その目標に向かって定期的にチューターと面談しながら（英語）、あるいはオンライン学習ツールを用いて（スペイン語）、自律学習ができるような支援を行ってきている。

2020年～2021年の新型コロナウイルスの流行時には、参加者への周知の難しさやオンライン開催ということで気軽な参加が難しかったこともあり、参加者が減ったが、昨年度からほぼ全面対面の中での活動が再開し、今年度もオンライン開催の経験を生かして、それぞれの言語が様々な方法で活動を行い、学生の興味の持続に大きな貢献ができた。今後の課題としては、それぞれの言語の担当者、開催責任者で会合をもち、実施時の体験や工夫している点、さらには問題点などを共有し、一層の工夫をしながら外国語教育活動を行っていくことが必要だと思われる。

次年度についても、様々な活動の方法を模索し、母語話者との交流の機会を増やし、言語がコミュニケーションの道具であることを実感できるような場を増やすことで、学生の外国語学習への興味、学習意欲の向上を目指していきたい。

2. 活動詳細

2.1 英語部門：鈴木陽子

英語部門では、昨年度に引き続き、二種類の自律学習支援プログラムを実施した。一つは、一学期間にわたって自律学習を支援するIndependent Language Study Support Program（ILSSP）、もう一つは、一回のセッションから参加可能なEnglish Clinicである。いずれのプログラムも白金キャンパスに通う学生の参加者が増えており、春・秋学期共に対面（横浜キャンパス）とオンライン（Zoom）のどちらでも参加できる形で実施した。

ILSSPは、本学非常勤講師の山森由美子氏および坂井誠氏を担当者とし、月曜日（11：00～15：30）と水曜日（11：00～15：30）に実施した。担当者は各学生が設定した目標に沿って教材や学習方法を提案し、ポートフォリオ（学習記録）を活用して、自律的に学習計画や目標が立てられるよう助言を行った。春・秋学期共に受け入れ可能な人数を超える申し込みがあったが、個別指導という性質から、希望する学生全員にプログラムを提供することは叶わなかった。そのため、参加申込書に記入された英語力の自己分析や学習目標を勘案して選抜を行った。各学期の学科ごとの参加者数は表1の通りである。

表1 ILSSPの実績

	LE	LF	LA	EE	EB	EG	SG	SW	JU	JC	JP	JG	KS	KC	PS	PE	MS	計
春	3	1	0	3	0	3	1	1	1	2	3	1	3	0	2	0	0	24
秋	3	0	0	5	2	0	2	1	1	1	0	0	7	0	1	0	0	23

English Clinicは、ILSSPに参加することができなかった学生や英語学習に関するさまざまな質問や悩みを抱える学生に向けたプログラムである。今年度は本学非常勤講師のMohammad Ali Bastami氏、田辺玲子氏、大塩真夕美氏を担当者とし、春・秋学期共に水曜日と金曜日の昼休み（12：40～13：20）に実施した。担当者は、各学生が抱える相談内容に応じて、文法や語彙、発音に関する質問等に答え、英語の学習方法や留学関係書類の作成について助言を行った。また、英語でアウトプットする機会を求める学生に向けて、会話やプレゼンテーションの練習ができる機会を提供した。春学期は各月7～9名が参加し、32セッション実施した。秋学期は、9月の参加者はいなかったものの、その後は各月3～8名が参加し、12月までに19セッションを実施した。来年度も多くの学生に利用してもらえるよう周知していきたい。

2.2 ドイツ語部門：コンスタンティネスク チェザル

2024年度のランゲージラウンジ（ドイツ語）は例年通り「ドイツ語deランチ」と題し、オルランド ダヴィデ氏（本学非常勤講師）が担当した。開催日時は春学期および秋学期を通じて毎週金曜日の昼休み60分間であり、各学期12回ずつ、対面形式で行われた。参加者数は1回あたり7～9名であり、昨年度に比べて倍増した。ドイツ語の履修者だけでなく、スペイン語を履修している学生1名も定期的に参加した。さまざまな学科や学年から集まった参加者のおかげで、ダイナミックで活気あふれるランゲージラウンジであった。

今年度の特徴として、ドイツ料理というテーマがライトモチーフとなった。特に1年生の1人が、ドイツ家庭料理への情熱で他の参加者を驚かせ、この学生の親しみやすい性格がリラックスした雰囲気を作り出した。共通の興味によって参加者の関係が深まり、ドイツ語圏の名物料理を知る機会がしばしばあった。

さらに、両学期とも、文化、政治、歴史、そしてドイツの日常生活に関する総合的な情報を提供する映画やYouTubeのビデオを視聴した。それらはベルリンに住む若者の生活、ドイツの東西分断期間中のベルリン、ドイツの観光名所、ドイツのユネスコ世界遺産、ドイツの伝統などをテーマにした動画であり、理解を深めるために日本語字幕付きのものをよく利用した。12月のランゲージラウンジはクリスマスシーズンに着目し、冬休み直前の講座ではドイツの伝統である「ヴィヒテルン」を行なった。参加者たちはお祭り気分小さなプレゼントを贈り合った。

ランゲージラウンジはリラックスしたフレンドリーな雰囲気の中で行われた。通常の授業以外でドイツやドイツ語を知るためのよい機会となり、歴史、音楽、日常生活などドイツ語圏の文化に興

味を持っている学生たちが交流できる場となった。参加者は早い段階で親しくなり、各回のテーマに基づいて自身の印象、経験、考えを積極的に共有する熱心な対話が展開された。このような交流の場を形成できたことは、教員として非常に喜ばしい成果であった。

2.3 スペイン語部門：大森洋子

スペイン語では、昨年に引き続きオンラインコースを行なうとともに、Francisco GARZÓN先生を講師に、Tertuliaと名付けて、会話実践の時間も設定した。

自律的な学習をより効果的に行えるオンラインコース、セルバンテス文化センターが開設しているAVEglobalを、今年度も利用した。

オンラインコース：今まではそれぞれがDELE受験や将来の留学、さらには一定期間の現地での語学研修を経て、そこで得たスキルの維持等を考えての申し込みが目立っていたが、定期的なチェックをしないと学生が自律的に学習できているかを把握する方法について一層の工夫が必要であろう。

会話スペース：今年度の特徴としては、具体的な目標をもった学生の参加が多かったことがあげられる。講師の先生も参加者の興味にそってテーマを設定していただき、常に参加する学生が複数名いたと報告を受けている。会話することの楽しさに気づいたと言え、喜ばしいことである。時機にあったスペインのテーマや映像等を使ってスペインについての情報を共有することで、スペイン語圏への興味をかき立て、学習のモチベーションアップにはつながった。学習者同士の交流が活発になったことも特筆に値する。

2.4 中国語部門：日高知恵実

2024年度ランゲージラウンジ（中国語部門）「中文会話倶楽部」は、中国や台湾の留学生スタッフが中心となり、さらに教員である日高がサポート役に入る形で運営をおこなった。開催日は毎週火曜日のお昼休みとし、春学期は4月16日から7月9日までの13回、秋学期は10月1日から12月17日までの12回、計25回実施した。開催形態は基本的には対面（横浜校舎6号館658教室）としたが、一方で、白金校舎を拠点とする学生の都合などを考慮し、Web会議ツール（Zoom）も用意したところ、少数ではあるもののアクセスがあり、参加を希望する学生の需要に応えることができた。

今年度は昨年度に引き続き、活動時間の大半を学生同士の自由な交流に費やした。参加者の中国語レベルは、学習を始めたばかりの学生、基礎がある程度できている学生など、学習歴も様々であったが、留学生スタッフが春学期・秋学期ともに5名ずつ参加していたことで、学生たちはそれぞれのニーズや興味に合わせた学習をおこなっていた。また毎回の活動において、留学生スタッフが中国や台湾の言語文化を紹介する時間も10分ほど設けた。参加学生の人数は各回3名から14名ほどであったが、少人数ゆえの利点もあり、定期的に参加していた学生たちは「中文会話倶楽部」の外

でも繋がるほど、学部・学年、国籍を越えて交友を深められたようである。

さらに番外編として、2つの取り組みもおこなった。1つは、今年度初めて開催された、学内のレシテーションコンテストに参加する学生への練習サポートである。参加学生は留学生によるサポートのもと、主に夏休みの期間を利用して課題文の朗読練習をおこなった。もう1つは12月18日に実施した餃子パーティーである。皮から餃子をつくるのはほとんどの学生にとって初めての体験で、何かと苦戦していたが、皆でつくりあげた餃子の美味しさはひとしおだったようである。家庭科実習室の使用をお許しくださり、またこれに係る準備にご尽力くださった心理学部教育発達学科の教職員の皆さまには改めて御礼を申し上げたい。

来年度も、基本的には今年度の開催形態を踏襲しつつ、参加学生の声に耳を傾けながら、より充実した活動を進めていきたい。またランゲージラウンジの周知にも力を注ぎ、より多くの学生に参加してもらえよう尽力したい。

2.5 韓国語部門：文吉英

2024年度韓国語会話カフェは、韓正芽先生により春学期、秋学期（火曜日12時半～13時半）とも12回にわたって行われた。春学期は、対面のみで実施されたが、秋学期はより多くの学生の参加のために対面とZoomによるハイブリッド形式で実施された。

●クラスの特徴及び学習内容

春学期は3～28名（登録者数：42名）、秋学期は3～10名（登録者数：18名）の学生が参加した。参加者のうち、約9割が1年生であり、大学に入って韓国語を学び始めた学生が多かった。多様なレベルの学生が集まり、あまり話せない学生は関連する簡単な表現を学び、聞く・話す練習をし、かなり話せる学生は表現を更に上手に話せるように練習する時間となった。

学習内容としては、自己紹介、韓国語、週末、旅行、食事、ドラマと映画、誕生日、大学生活、ショッピング、ペット、友達、夏休み、テレビ、夢、性格、アルバイト、ファッション、スポーツ、SNS、学校、音楽などの非常に多様なテーマが扱われた。これらのテーマは、manabaを通して事前に学生に知られ、参加する学生が少しでも準備して参加することでより充実した時間となるようにした。

●学生の反応及び今後の課題

担当講師の話によると、参加者登録数が多く、学生の韓国語への興味関心が高いことを実感できたという。また、多様なレベルの学生が集まり、活発にフリートークするチャンスが与えられたことが学生にとっては非常に良かったのではないかと語られた。学生からは、来年もやり続けたいとの声が多くあったことから、短い時間ではあったが会話カフェへの参加が韓国語で積極的に話せた

という充実感とともにこれからも頑張りたいというモチベーションの向上にもつながったと思う。

一方では、学生の韓国語への学習意欲を高め、登録者数を最後まで維持できるように取り組むことが課題として残されている。今後は、この点を視野に入れ、より良い授業運営の仕組みについてしっかり工夫していきたい。

2.6 フランス語部門：塩谷祐人

2024年度ランゲージラウンジ（フランス語部門）Pause Caféは、昨年度に引き続き、本学非常勤講師の勝山絵深氏にご担当いただいた。開催方法は、昨年に続き毎週月曜日にmanaba上でフランス文化に関するコンテンツやフランス語の学習に役立つコンテンツを配信したが、加えて今年度は、月に一度の対面での開催も行うことができた。

約80名ほどの学生が登録しており、一定以上の需要があることが窺える。なお依然としてフランス文学科と国際学科の学生の比率が高いものの、例年よりも偏りが少ない印象を受けた。英文学科や芸術学科の学生をはじめ、さまざまな学科の学生が登録しており、多くの学生に対して開かれた場所となっている点は、本活動の目的に適った運用がなされていると言えるであろう。

しかしながら、登録者数に比して閲覧者数が少ないのが大きな課題となっている。また回を重ねるうちに閲覧者数が少なくなっていく傾向にあるため、より持続的な参加や閲覧が望めるよう工夫をしていきたい。

配信内容に関しては、学生の反応からすると、文法の解説などよりも文化面、あるいは勉強方法に特化したコンテンツの方に需要があると推察できる。対面開催に関しては、授業で理解が不十分だった箇所を直接質問できる機会にもなり、一部の学生は毎回参加するほどであった。また過去に参加した学生からは、またやってほしいというリクエストもあった。一方、参加した学生には好評ではあったが、メンバーが固定化し、参加者も多くないという問題点もある。学生によれば、昼休みは友達との昼食や部活動などに忙しく、昼の開催には集まらないということがあるようである。参加者のレベルの違いや、毎回参加する人がいるわけではないという点も考えると、会話やコミュニケーションなどの練習がしづらいという課題も残った。

ただし対面での開催は時間的な制約やキャンパスによる制約があるものの、やはり学生からはフランス語によるコミュニケーションなど実践的なものに対する要望が強いことも確かである。特にフランス文学科以外の上級生（3、4年）に関しては、フランス語の授業が少ない、または無いということから、当ランゲージラウンジにおいてフランス語を使う機会を望む声も多い。それゆえ白金キャンパスで会話、戸塚キャンパスで文法など、担当者を増やして隔週で分担する方法やフランス語ネイティブとの分担という方法も模索していきたい。

なお、過去に登録していた学生が何度も、あるいは1年、2年あけて再登録しているという事例もあり、閲覧数が少なくなっていく傾向にあるとはいえ、毎回、5～10名程度はかかさず見ている

ようで、アクセス数から判断すれば繰り返し閲覧していることも伺えた。また、「登録してみたが思った以上に内容が面白い」といったコメントもあり、コンテンツを昼休みだけでなく、空き時間や休暇にまとめて見る学生もいることも考慮すれば、コンテンツ配信には高い需要があるものと思われる。

以上を踏まえ、今後も内容や集まりやすさに工夫をしつつ、対面と配信による開催方法を基本としての継続を考えているが、対面の回数等は学生からの要望を考慮しながら調整していく予定である。

レシテーションコンテスト開催報告

塩谷祐人

2024年10月5日（土）、明治学院大学横浜キャンパスのチャペルにおいて教養教育センター初習外国語部門の主催で「第1回レシテーションコンテスト」を行なった。

コンテストの概要と目的

本コンテストは、初習外国語全言語（フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、韓国語、ロシア語）を学んでいる1年生を対象に募集を行い、同一作品の同一箇所（『星の王子さま』で主人公が星の王子さまと出会い、羊の絵を書いてとお願いされる場面）を朗読してもらい、コンテスト形式で発表してもらう企画であった。

事前に各参加者には発表する言語の該当箇所とその日本語の対訳を配布し、発表の準備にあたってもらった。これは、文法的な知識などを問うものではなく、まずは初学者が学んでいる外国語を声に出し、聞き手に伝わるように抑揚や文の区切り方、感情の込めかたなどを工夫してもらうこと、また自身が学んでいる言語で表されている語や表現が、他の言語ではどのような音になり、どのような響きをもっているのかを体験することで、複言語的な視点への関心を高めてもらうことが目的であったためである。

当日の様子

鵜殿博喜学院長による開会挨拶に続き、フランス語6名（4グループ）、スペイン語13名（7グループ）、ドイツ語11名（7グループと既習者2名）、中国語2名、ロシア語3名の学生による発表が午前の部・午後の部と分かれてなされた。なお司会進行は、本学の留学生が務め日本語で行なった。

どの学生も自分たちが学んでいる言語で堂々と発表し、音楽を使う学生やスライドを使う学生、グループで役割を分担して行う学生たちなど、さまざまな工夫が見られた。開催前はわからない言語の発表の際は退屈してしまうのではないかと懸念もあったが、実際は自身が学んでいる言語とは異なる言語の発表においても、聴衆としてみな発表を楽しく聴いている様子であった。

学生の発表後は公益財団法人国際文化フォーラム常任理事でありJACTFLの理事でもある水口景子氏による講評が行われ、複言語を学ぶことの楽しさと重要さが伝えられ、学生たちも楽しそうに熱心に耳を傾けていた。

講評後に表彰が行われ、各言語の優秀者には賞状が授与され、合わせて文化的な活動を支援する意味での賞金と出版社より提供のあった書籍などの副賞が贈られた。

コンテスト後はMGカフェにて懇親会を行い、会場では参加者および聴衆で参加した学生たちが学んでいる言語の枠を超えて交流を行なった。

コンテストの成果

習い始めて約半年という経験の浅い学生たちにとって、何らかの発表の場があることで目標がで

き、外国語を学ぶモチベーションの向上が見られたように思われる。

また発表のための練習の場として、各言語がそれぞれの形でランゲージラウンジでの指導や特別教室、留学生による指導の手配などを行い、学生たちに学びの場を提供できたことも成果のひとつであると言える。参加した学生たちのみならず、指導にあたった教員にも学びの機会となったようであり、コンテスト後のランゲージラウンジが活発になったとの声も寄せられている。加えて、言語によっては留学生との交流の機会ともなり、双方の学生にとって今後の学生生活に大きなプラスになることが期待される。

さらにコンテストの司会は本学の留学生にお願いしたが、当学生にとっても普段とは異なる日本語実践の場を設けることができたように思われる。

開催後のアンケートでは、発表を聞いて新たに別の言語も学んでみたいと思ったという意見も、数名ではあるが寄せられた。

今後のために

当日の様子や参加した学生の反応からすれば、まずは第1回目の開催としては成功と断言していい成果が得られたように思う。熱心に準備に取り組み、工夫を凝らして発表に臨む学生たちの姿が見られるのは、われわれ教員としても大きな喜びとなった。したがって、今後も継続しての開催を検討していく。

ただし、既習生の扱いや採点基準、当日の時間配分などに関しては検討の余地があり、今後コンテストをより良いものにしていくために、引き続き初習外国語部門で協力して改善と運営を行っていきたい。

第1回目となる本企画の開催実現のために、福山勝也センター長をはじめ、教養教育センターの教学補佐さん、国際センターの職員さん、留学生、宗教部のスタッフの方たち、審査員やランゲージラウンジでの指導を務めてくださった非常勤の先生、アドバイスをくださった他部会の先生などから多くのご協力を頂いた。この場を借りて、心よりお礼を申し上げたい。またご挨拶をいただいた鶴殿先生、ご講演くださった水口先生にも合わせて厚く感謝を申し上げたい。

第1回 レシテーションコンテスト (朗読コンテスト)

プログラム

2024年10月5日(土)
明治学院大学横浜キャンパス チャペル

さまざまな言語から集まった**合計25組**の出場者。

2024年度に明治学院大学に入学した学生たちが、春から学び始めた言語で『星の王子さま』の一節を朗読します。

※ 既習者(入学前にすでに学んだことのある言語で参加する場合など)は、自分で選んだ好きな物語の抜粋を朗読します。

夏休み期間を使って一生懸命練習をしてきました。
ぜひ、練習の成果をお聞かせください!

朗読課題

サン＝テグジュペリ『星の王子さま』より抜粋。
各言語のテキストは、下のQRコードよりご覧ください。

- ・日本語
- ・フランス語
- ・スペイン語
- ・ドイツ語
- ・中国語
- ・ロシア語
- ・韓国語

※コンテスト終了後リンク先削除済みのためQRコードは別変

タイムテーブル

13:30 開会
開会挨拶: 鶴殿博喜 明治学院学院長
13:40 第1部
14:55 休憩(25分)
15:20 第2部
16:20 優秀者表彰と講評
講評: 水口景子氏
/公益財団法人国際文化フォーラム常務理事
一般社団法人日本外国語教育推進機構(JACTFL)理事
17:00 懇親会(会場:MGカフェ)

●司会進行: SHEN MURONG (チン ボヨウ)
/明治学院大学心理学部心理学科3年生

●発表順

第1部	13:40	ドイツ語①	14:20	中国語②
	13:45	ドイツ語②	14:25	中国語③
	13:50	スペイン語①	14:30	ドイツ語③
	13:55	スペイン語②	14:35	ドイツ語④
	14:00	スペイン語③	14:40	ロシア語①
	14:05	フランス語①	14:45	ロシア語②
	14:10	フランス語②	14:50	ロシア語③
	14:15	中国語①		
..... 休 憩				
第2部	15:20	スペイン語④	15:50	フランス語④
	15:25	スペイン語⑤	15:55	スペイン語⑥
	15:35	ドイツ語⑤	16:00	スペイン語⑦
	15:40	ドイツ語⑥	16:05	ドイツ語既習①
	15:45	フランス語③	16:10	ドイツ語既習②

●審査委員(敬称略)

- ・スペイン語: 大森洋子、三角明子
- ・フランス語: 塩谷祐人、高田志保
- ・ドイツ語: 吉田真、コンスタンティヌス・チュゼラ
- ・中国語: 西香織、日高知恵美
- ・ロシア語: 小川曉道、加藤敬

【注意事項】

- ・蓋のついた飲み物(水筒、ペットボトル)以外、チャペル内での飲食はご遠慮ください。
- ・朗読発表の録音は禁止とさせていただきます。
- ・携帯電話やスマートフォンなど、音の出る機器は電源を切るか、マナーモードにしてください。
- ・その他、発表の妨げになるような行為はご遠慮ください。

アンケート

下記URLかQRコードよりアンケートにお答えください。
<https://forms.office.com/r/3W51SV1haN>



主催: 明治学院大学教養教育センター

04

語学検定講座報告

04

2024年度語学検定講座報告

中国語部門：洪潔清

2024年度の「中国語資格試験対策講座」は、白金キャンパスではオンライン形式でHSK4級とHSK3級、横浜キャンパスでは対面・オンライン併用形式で中検4級講座が実施された。以下は、中検4級講座について、担当教員の報告をもとにまとめた実施報告です。

1. 実施方法について

講義はTeamsを利用し、教室内で投影するPowerPointスライドをオンライン受講者にも共有する形式で進められた。教材として中検4級の過去問題や教員自作プリントを使用し、対面受講者には紙媒体、オンライン受講者にはmanabaを通じてPDF版を配布した。また、Teamsに受講者用チームを作成し、授業内容を録画して提供している。Quizletでリスニング問題の学習セットを公開し、授業外での学習にも活用した。さらに、Teamsのチーム内ではClass Notebookを作成し、受講者に記述問題の回答写真をアップロードしてもらい、それを採点していた。

2. 授業内容とその効果

授業では、出題頻度の高い文法項目や単語を提示し、受講者の学習歴を考慮したうえ、必要な文法項目についてスライドを用いて解説した。その後、過去問題に取り組みせ、間違い箇所について再度解説を行い、理解を深めるために再び問題を解かせる流れで進化した。

「穴埋め問題」や「並べ替え問題」などの過去問題はmanabaの小テスト機能を使って提供し、他の形式についてはプリント資料を配布した。授業終了時に関連資料や追加過去問題を宿題として提示し、翌週の授業で再度解説を行い、1週間かけて各形式に習熟させた。

最も効果が見られた教材は、manabaで用意した過去問題のドリルであった。このドリルは授業中に使用した約200問をランダムに出題する形式で、学生には授業外でも満点を取れるまで繰り返し取り組むよう指導した。中には20回以上挑戦した学生もあり、その結果、ドリルに含まれていない問題でもほとんど間違いがなくなった。中検4級では類似問題が多いため、こうした反復練習が非常に効果的である。また、受講者のうち2名から中検4級に合格したとの報告もあった。

3. 課題と改善点

受講者数が少ないため、今後開講時限の調整や宣伝の強化が必要と思われる。また、今年度の講座はオンライン形式で録画を公開しており、オンデマンド形式でも対応可能である。授業中の録画には名前や回答表示への配慮が必要だが、オンデマンド化は受講者増加の一助となる可能性がある。一方で、リスニング教材が不足していることも課題である。多くの学生がリスニングを苦手としており、授業外での練習が求められる。Quizletを活用したが、機械音声の不自然さが問題であり、ネイティブや教員自身が録音した教材や、より適した外部アプリの導入が求められる。

ドイツ語部門：コンスタンティネスク チェザル

2024年度のドイツ語検定3級対策講座は、春学期中に全8回、横浜キャンパスにて内田賢太郎氏（本学非常勤講師）が行った。登録者は6名で、その内対面希望者が1名、Zoomでの参加希望者が1名おり、残り4名はオンデマンド型の参加を希望した。教室で講座を行い、それをリアルタイムで配信するものを、そのままオンデマンド型の教材として併用しても、あまり理解の助けにはならなからうと考え、時間はかかるものの、オンデマンド用の動画は別途制作した。

講座の内容としては、1回で大問1つの対策を行うことを目安に、前半はその問題の傾向と対策、文法事項の復習や確認を行い、後半は直近2回分の過去問を解き、解説を行った。前半で用いる資料および過去問は、事前にmanabaにアップロードし、各自講座前に目を通すことを推奨した。また授業後には、板書や時間内では扱いきれなかった問題の解説、過去問の解答を添えたファイルを作成しアップロードし、復習を繰り返し行うことを促した。

3級の問題で頻出するイディオム表現はこのファイルに記したが、検定試験では語彙力がどうしても教科書以上に求められる。そのため単語帳を自分で買って、試験に向けて繰り返し読んで、できるだけ多くの単語、表現を覚えてゆくことの重要性を強調した。

参加者の内、受験が確認されたのは1名で、合格した。受験しようと思っていたが、出願期間を勘違いしており、冬の受験に切り替えることを決めた参加者も1名いたため、アナウンスの必要性も感じた。

4級対策講座は秋学期に全8回で行った。登録者全員が対面での参加が不可能だったため、オンデマンド配信で行った。形式はおおむね3級と同様、前半で問題の傾向と対策、文法事項の確認を行い、後半で直近2～3回分の過去問を解説し、学習すべきポイントを明らかにしていった。

オンデマンド型という形式のため、授業前にあらかじめ過去問のみを公開し、各自動画の公開前に解いておくようにアナウンスした。授業日には授業動画と、そこでWordで作成した板書に解答を添えたものをPDFで公開した。4級は3級に比べて、頻出する表現が決まっているため、適宜必要に応じて更に古い過去問からも抜粋し、学習事項の定着に努めた。登録者は2名で、2名共に最後まで参加した。

今後の課題としては、講座に登録した学生のうち、何名が検定試験を受け、また何名が合格したかの把握である。例年伝えるように言うてはいるが、反応は芳しくない。アンケート機能を使いつつ、把握に努めたい。なお、昨年度4級の講座を受けていた学生が、今年度の夏の試験で合格した旨を伝えてくるケースもあった。

スペイン語部門：大森洋子

スペイン語DELE準備講座は、通常通りの募集で行った。講師の先生との連絡をとりながら今年度はZoomによるオンライン講座、及びハイブリッド、春季集中コースでは対面（白金）で行うこととした。

1. 募集に際して

春学期はオンライン講座となったため、まず学習歴があることを条件に募集を行った。教師との関わりが画面を通じてのためか、学習する喜びの体験が少ないということもあるのか、リピートする学生が少なくなった。夏季集中の授業では、2名の学生の参加申し込みに対し、最初から参加した学生は1名で、さらに欠席も多く、あまり機能しなかったようである。

秋学期についても、ハイブリットで講座を行ったが、参加人数は、オンライン1名、対面1名の参加であったが、モチベーションが高い学生であったために、すべての回が成立して、学生にとっては多くのことが学べたと思われる。

2. 講座内容について

昨年の問題点として指摘した教材の配布等であった。Manabaを利用して行ったが、Manabaに載せる教材が不鮮明で学習しにくいなどの問題があったが、その問題も解決されつつあるようである。参加学生は積極的であるとの報告を受けており、今後の学習のモチベーションアップにつながっている。

3. 総括

受講者は少なかったようであるが、学習者のスペイン語を学ぶモチベーションの一つとしてDELE試験受験、またSIELE受験などの可能性を学生に知らせていくことで、自律学習の姿勢が身についていくのではと期待しているところである。春季集中コースは対面で行うこととし、学生の積極的な参加が望まれるところである。

本講座の実施にあたっては、チラシの作成、LMSでのコース設定、アカウント作成など教養教育センタースタッフ、教務部スタッフ、情報センタースタッフにさまざまな協力をいただいた。改めて謝意を表したい。

韓国語部門：文吉英

2024年度韓国語の語学検定講座は、昨年度と同様、対面とオンライン併用のハイブリッド形式で実施された。担当講師、実施期間、参加人数などは次の通りである。

クラス	担当講師	実施期間	参加人数
TOPIK I -1級	玄銀珠 先生	5月 7日～ 6月25日 10月 1日～11月19日	2～5名 2～5名
TOPIK I -2級	秋賢淑 先生	5月13日～ 7月 1日 9月30日～12月 2日	2～5名 2～5名
TOPIK II	高權旭 先生	5月10日～ 6月28日 9月27日～11月22日	3～7名 1～3名

●参加者の特徴と学習内容

TOPIK講座に参加した学生には、初習外国語として韓国語を学ぶ学生はもちろん、韓国語以外の言語を学んでいる学生もいた。また、実際TOPIK試験を向けて準備する学生と、趣味として韓国語に接してみたいという学生も参加していた。

TOPIK I-1級、TOPIK I-2級、TOPIK IIクラス共に、過去問題や対策問題、特に聴解と筆記問題に取り組んだ。各クラスに参加する学生のレベルが様々であるため、担当講師は学生の学習能力に合わせ、必要な語彙や文法事項を簡単に触れた後、過去問を解くなどの工夫をした。また、manabaを活用し、学習した内容や次回の内容を知らせ、欠席した学生がやめることなく持続的に学習できるよう働きかけた。

●学生の反応と成果

TOPIKクラスは、参加人数がそれほど多くはなかったものの、参加する学生のうちには何年間続けて受けてきた学生がいたり、独学で試験勉強をして参加した学生がいたりするなど、学習意欲が非常に高い学生が受講していたと考えられる。担当講師からも、正規科目でもないにもかかわらず、参加した学生が皆積極的な態度で授業に臨んでくれてとても良かったとの声があった。一方で、クラスによっては、レベルのばらつきのため、進度が予想外に遅くなることもあり、授業運営について迷うことがあったとの意見も聞かれた。参加した学生からは、「上級レベルの韓国語が学べて良かった」、「オンラインで参加できて助かった」、「問題を解くだけではなく、問題に出てくる文法や語彙で様々な会話ができて楽しかった」という意見が語られた。

上記の学生からの意見を踏まえ、今後も対面とオンライン併用の授業を進めること、試験対策に重きを置きつつも問題と関連する表現を使った会話練習も適切に行うことで、学生の韓国語学習のモチベーションを保つことに取り組んでいきたい。さらに、学内でより積極的にアナウンスをするなど参加人数を増やす方法についても考えていく必要があると思われる。

フランス語部門：塩谷祐人

■仏検3級対策講座

仏検3級対策講座は、例年通り本学非常勤講師の檜垣嗣子氏にご担当いただき、年2回の検定試験の実施に合わせ、春学期と秋学期に開講した。開講方法も昨年度のやり方を踏襲し、横浜・白金の両キャンパスの学生が参加できるよう、オンラインでのライブ配信とした。開講曜時限を昨年度の水曜4限または5限から金曜5限に変更したが、それに対して学生からの意見は特になかった。ただし、春学期に関してはもう少し早い時期に開講してもらいたいとの意見が寄せられた。

昨年度は録画したものの配信を希望する声もあったが、今年度はそうした意見は出なかった。これは、講座の時間内に収まらない文法解説などを動画で確認できるようにしたことも関係している

と推察できる。こうした補助教材の準備に関しても、今後は検討していきたい。

参加人数は、春学期は事前申込が10名で初回参加者が6名、最終回の試験後の振り返りを除けば毎回5～6名の参加者があり、フランス文学科以外の学生の参加が見られたことが特徴となっている。一方、秋学期は6名が登録し、各回の出席者は3名で、昨年度に比べて登録者、参加者が減った。4級・5級対策講座でも同様の現象が見られるため、開講時期や募集時期の再調整が必要であると思われる。なお、秋学期は参加者全員がフランス文学科であったため、それ以外の学部学科の学生に対する告知や説明の仕方も合わせて考えていきたい。

講座の内容は、各回事前に配布した1回分の過去問を解いてもらい、Zoomでその解説を行う形式を踏襲した。時間配分や本番対策の準備としても効果的であり、この方法はほぼ定着したと考えている。また、今年度は解説が終了した問題を講座直後から再度manabaに復習用として掲載したが、これを検定試験直前にまとめて復習する学生も若干名見られた。

学生からのアンケートや反応からすると、参加した学生からの満足度は高いと言え、講座後に合格の報告も受けている。一方、1度も出席しないままの登録者が春秋ともに多かったのは残念であり、またその原因を知る手段がない点も今後の課題となっている。登録から参加までのスムーズな流れを作る方法を考えていきたい。

■仏検4級・5級対策講座

昨年度の秋学期からレベルの範囲を拡大した本講座は、今年度もそれを踏襲して4級・5級対策講座として開講した。担当は、昨年に引き続き本学非常勤講師の加藤美季子氏にお願いし、検定試験の実施に合わせ、春・秋学期に各1講座ずつ、月曜5時限目に対面での実施を計画した。

講座の内容は今までの方法を踏襲し、実際の過去問を事前に配布し、それを元に実践的なトレーニングと解説を行う方法をとっているが、これは試験対策としては高い効果が見込めるので引き続き講座の基本的な方法としたい。これに加えて、参加者には各自使用している教科書を持参してもらい、文法項目を説明する際にはそれぞれが授業で学んだことを参照しながら内容を思い出せるように工夫をした。さらに「冠詞」「動詞の活用」「前置詞」など項目別に分けてまとめたプリントを講師が作成して配布し、過去問を解きながら参照できるようにした。

春学期は事前申し込みが10名、初回の参加者は7名で、その後の出席者は2～3名で推移していった。最後まで出席した学生は1名であったが、当該学生は留学の予定もあり、モチベーションが高かったように思われる。秋学期は申し込みが1名あったものの初回から参加がなく、残念ながら開講中止となった。3級対策講座にも言えることであるが、学暦との関係で告知期間や募集期間が短かったことがその原因の1つであると推察される。

また実際の登録者と参加者の人数に差があり、簡単に休んでしまう傾向も見受けられる。単位外の講座であるためある程度は仕方がないこととはいえ、5限の開講では、バイトや他の授業の課題

などがあると足が遠のいてしまうものと予想される。開講時限についても検討していきたい。

なお、必ずしも仏検合格という目的をもっているわけではない学生もあり、自身のレベルの確認などに利用している学生もいるようであった。気軽に立ち寄れる点は維持しつつ、その学生が継続して出席できるような工夫を考えていきたい。

日本語部門：徳間晴美

■ JLPT（日本語能力試験）N1講座

2024年度はN1レベルの講座を開講し、それぞれ7月と12月の試験日前に実施した（全8回）。講座は2023年度同様、manaba（LMS）を活用して受講生への連絡や資料配布を行い、授業はオンライン（同時双方向型）で進められた。受講生は4名前後で、JLPTのN1を受験するという目的を持った留学生や、受験を検討している留学生もいた。

講座は、初回授業で学習したい分野を確認し、各回において学習内容を柔軟に調整しながら進められた。少人数である環境を生かし、受講生同士で学習方法に対する助言をし合うなど、共に学習する仲間としてお互いに打ち解けていく様子が見られた。問題を解いて解説を聞く、といった教師対受講者のやりとりだけでなく、学習コミュニティとして学び合える空間になっていたことは、オンラインではあっても貴重な空間であったと考える。

■ 日本語教育入門講座

受講生は学部生6名前後であった。講座は、上記講座同様のmanaba（LMS）およびオンライン（同時双方向型）で実施した。

講座では、初級から上級までの幅広い日本語学習者について考えた。日本語を教えるということに限定されず、「コミュニケーション」の難しさについて受講生自身の振り返りを通して話を深めることもできた。また、それぞれに、地域での日本語ボランティアを始めてみたり、日本語学校のインターンに申し込んでみたりと、積極的に行動している様子が見られた。将来的に日本語を教えてみたいと考えている留学生の参加もあり、多様な視点からの学び合いの機会となった。

05

研究プロジェクト報告

05

長崎華僑の近現代 ——排除と融和をめぐる

プロジェクトメンバー：篠崎美生子、渡辺祐子、洪潔清、朱海燕

2年目の2024年度は、2023年度に引き続き、長崎の華僑・華人の方々へのインタビューを実施するとともに、取材結果をそれぞれの研究分野と重ねて公開する活動にとりかかることができた。

まず、3代目華人の大原賢子（陳蘭英）氏には、8月27日に4時間にわたるロングインタビューを行い、1930年代に来日した華僑の一家族の歩みをつぶさに知ることができた。大原氏の祖父は福建（福州）で中華菓子づくりの修行を積んだのち、昭和初期に単身長崎に渡り、新地中華街に出した店が軌道に乗るにつれて家族を呼び寄せたという。ゆえに父母も福建育ちであり、長崎生まれの大原氏をはじめとする兄弟姉妹は、家庭では福建語、中華学校（時中小学校）では北京語を用いるほか、日本語（長崎ことば）も使いこなす複数言語状況にあったようだ。

なお、1945年8月9日には、比較的被害の少なかった長崎南部の中国人コミュニティにも原爆の「真っ黒」な粉塵が降り、誰も知れない怪我人が運ばれてきたこと、戦後しばらくの間「ひもじい」日々があったことを、当時10歳であった大原氏の世代の方々は覚えているという。しかしそのことを名を出して語ってくれる方に、ほかには出会えなかった。

また、1949年に中華人民共和国が成立し、中華民国が台湾に逃れたことが長崎生まれの華僑にも影響をあたえ、北京にあこがれを抱く人もいたというお話も貴重であった。大原氏は偶然のチャンスで台湾ツアーに参加、そこで案内人を務めた杭州出身の若き軍人との結婚を決意した。ご夫君はその後長崎に渡り、時中小学校で教師を務めた後は、大陸、台湾双方との交流の拠点として、賢子氏とともに活躍を続けている。

不遇にもくじけず、広い視野で未来を切り開いていく華僑・華人（大原夫妻のように日本国籍を取得した方を特に「華人」と呼ぶ）の力を、大原氏の語りは如実に示しているだろう。

次に12月23日には、こちらも2023年度より華僑史について学びを得て来た陳東華氏を講演講師として本学横浜校地にお招きし、シンポジウム「長崎華僑の歴史と展望」（司会：洪潔清）を開催した。陳氏は華人4代目、曾祖父が幕末に福建（金門）から長崎に渡り、長崎華僑を代表する貿易商としての地位を築いたのち、代々貿易のほか、不動産経営等のビジネスによって活躍を続けてきたという。その4代にわたる膨大な貿易の記録、故郷の親戚と交わした書簡等が、戦禍や様々な災害を奇跡的に逃れて陳家に残っており、陳氏は台湾中央研究院と協力してその解析に務め、近々陳家の歴史に関するご著書を刊行予定だとのことである。

ご講演は、貿易商として一時的に長崎に渡ったはずの曾祖父陳国樑が、太平天国の乱の影響で帰国できずに長崎での活動を始めたという歴史の偶然への言及から始まり、大量の貴重な資料、写真を投影しつつ行われた。代々の陳家は、故地金門とのつながりを大切に保つ一方、日本人養子を受け入れたり、神戸、横浜、あるいは上海、香港、台湾にも根拠地を拡大させるなどしてきたようだ。その歴史の中でも、日清戦争、日中戦争は華僑にとっての大きな試練の時であったが、既に長崎等に多くの不動産を持ち活動の基盤があった陳家は日本に残る決断をし、今に至るとのことである。

陳氏のご講演で最も強く印象に残ったのは、時代の変化や危機に対し、臨機応変に対応していく華僑・華人のしなやかな考え方とバイタリティである。陳氏や大原氏のように戦前に来日した先祖を持つ長崎生まれの老華僑ばかりではなく、今の華僑コミュニティには新華僑も多く、むしろ老華僑は少しずつ日本人社会と融合しつつあると陳氏は述べた。1944年生まれの陳東華氏が、若い世代の変化を柔軟に認め、後押ししていく姿勢には、教育の現場に身を置く者としても学ぶところが多かった。

なお、プロジェクトメンバーの渡辺祐子は「長崎とキリスト教そして中国」と題し、唐船貿易を介して、清国と江戸時代の日本との間にキリスト教（カトリック）に関する情報交換があったことを報告、篠崎美生子は「近代文学の中の華僑」と題し、ごく一部の例外を除いて日本近代文学が長崎華僑もしくはその文化を、皮相な消費の対象としてしか扱ってこなかったことへの憤りを示した。また、朱海燕はディスカッサントとして、新地の中国人コミュニティ近くににあった朝鮮人コミュニティとの関係や、華僑の「被爆」体験について問題提起を行った。会場からも長崎華僑・華人の言語教育に関する質問がなされ、陳氏の幼時にも、学校での北京語、家庭での福建語、街での日本語というトリリンガル状況があったことが明らかになった。

長崎華僑・華人の集住地であった新地、館内が長崎市南部に位置し、北部の浦上に投下された原爆の火災が及ばなかったことは、彼らにとって幸いなことであつたらう。一方、「真っ黒」な粉塵が降り、怪我人や遺体が運び込まれた点は、長崎市内や周辺の町々と同様であつたはずだ。そもそも原爆を長崎に投下する場合の本来の目標を、米軍は長崎南部中心地の「常盤橋」に設定していた。そこから数百mの場所に連合国のひとつである中華民国（当時）の人々の集住地があつたこと、1kmあまりの場所にオランダ人などが収容された福岡俘虜収容所14分所（2024年にその史跡を解体して長崎スタジアムシティが建築された）があつたことの意味も考えねばなるまい。日本社会と融合するべく、さまざまな努力を惜しまなかった華僑・華人に対し、陳氏が述べるように、現在「一切差別がない」かどうかについても、注意深く見続ける必要がある。

本年度の成果の一部は、話し手：大原賢子、聴き手：篠崎美生子・朱海燕 インタビュー「歴史をこえ、海をこえて長崎に生きる——華人3世に聞く」（明治学院大学国際平和研究所『PRIME』48号、2025.3刊行予定）に公開される。本プロジェクトは今年度で終わりであるが、これにとどまらず、今後も長崎華僑の近現代について、調査・研究を続けていく予定である。

中国語の多様性から見た 台湾華語の調査研究

プロジェクトメンバー：日高知恵実

日本の中国語教育の現場では、多くの場合、中国が標準語として定める「普通話」を軸としており、中国語と言えば「普通話」が唯一の存在であるかのような考えのもとで教育が進められている。しかし中華圏に足を踏み入れると、各地において方言や方言的要素を残した地方共通語が日常的に話されており、漢字の字体や発音表記も地域によって異なることに気づかされる。本研究プロジェクトではこうした問題意識のもと、台湾で話されている中国語、すなわち「台湾華語」を対象として、以下の3つの事項に取り組んだ。

1つめは資料収集である。台湾現地の書店での書籍購入や国家図書館での文献閲覧および複写により、日本では入手困難な資料を収集することができた。

2つめはインタビューである。2024年9月18日に国立台湾師範大学、9月19日に国立政治大学、9月21日にTLI (Taipei Language Institute) を訪問し、そこで実施されている中国語教育についてのインタビュー調査をおこなった。特に国立台湾師範大学では、国語教学センター副主任の杜昭玫氏へのインタビューにより、「同大学編纂の教科書『當代中文課程』の発音表記の基準は教育部の『重編国語辞典修訂本』に則っている」という証言を得ることができた。現在、執筆中の論文では、この点を検証するとともに、東京外国語大学の「多言語話ことばコーパス」で公開されている台湾出身者の自然会話との比較や中国の「普通話」との比較をおこなうことで、台湾の教育現場で扱われている中国語の実態を明らかにしている。

3つめは言語景観の実地調査である。台湾における中国語景観の特徴として最初に挙げられるのは、漢字の字体が正体字（繁体字）を基礎とすることであるが、そのほかにも以下の5つの特徴が存在することが明らかとなった。

①「普通話」とは異なる中国語語彙。例えば、「バトミントン」は「羽球」（普通話では「羽毛球」）、「卓球」は「桌球」（普通話では「乒乓球」）と表記されていた。

②台湾語由来の語彙。例えば、台湾語で「食べる」を意味する「食」（台湾語音：tsiah）の当て字である「呷」は、店名や商品名など至るところで目にした。またコンビニエンスストアのファミリーマートでは「焼き芋」が「夯番薯」と表記されていた（図1）。「夯」は台湾語で「焼く、あぶる」を意味する「烘」（台湾語音：hang）の当て字であり、「番薯」は台湾語で「サツマイモ」を意味する。「夯」は比喩としても使われており、高雄の地下鉄駅構内のフリーペーパー置き場には、「ホットな（ニュース）」であることをアピールするために「夯」と大々的に表記されていた（図2）。

③注音字母による表記。これは難読字の発音を示すほか、意図的に台湾語・客家語・広東語など別体系の言語音で読ませたい場合にも用いられる。代表的な例で言えば、台湾語で所有格を表す「的」（台湾語音：è）が「ㄝ」で表記される（図3）。そのほかにも例えば、香港名物のパイナップルパンを扱っている「好好味」という店では「ㄉㄞˇ ㄉㄞˇ ㄇㄞˇ」（ピンインではhóu hóu měiに相当）と併記することで、店名を広東語で読ませようとしていることがわかる（図4）。また注音字母は台湾において子どもが漢字音を習得するために最初に学ぶものであることから、「子ども

らしさ」の象徴であり、そこから派生して「可愛らしさ」や「懐かしさ」も表す。そのため、クレイゲームセンターの看板（図5）、スイーツや軽食の販売店の看板、お菓子やアイスのパッケージ、アニメのDVDのパッケージなどで目にすることができる。さらに、「子どもらしさ」の象徴を大人があえて使うことによって、ふざけたニュアンスを出すこともある。図6では「全饒河最イヌ`服飾」（饒河街夜市で最もダサイ服）のように、「醜」（ダサイ）の部分だけが注音字母でイヌ`（ピンインではchǒuに相当）と表記されている。

④意図的なローマ字表記。例えば、中国語で「ニワトリ」を意味する「鶏」（中国語音：jī）がローマ字のGで表記されていた（図7）。これは次の項目で挙げる言葉遊び的な要素に加え、飲食店ならではの需要として、速記の役割も兼ねているかもしれない。

⑤掛詞による表記。つまり、同音字や類音字を連想させることで二重の意味を掛ける表現法が台湾では多用されている。図8の「好佳亭」（中国語音：hǎo jiā tíng）という店名は表面的に見れば「良い飲食店」の意味であるが、まったく同じ発音の「好家庭」（中国語音：hǎo jiā tíng）の意味も兼ねており、家庭的で親しみやすいイメージが加わる。図8の「古亭讚食堂」の「讚」（中国語音：zàn）もまた、本来の「たたえる、ほめる」という意味の裏に「駅」を意味する「站」（中国語音：zhàn）が隠されている。これは、台湾華語ではそり舌音が前寄りで発音されて歯茎音のように聞こえることに加え、この飲食店が実際に地下鉄の古亭駅近くに位置することに由来している。図7に見える店名の「李賀」も、人名の「李賀」（中国語音：Lǐ Hè）から取っているだけでなく、「こんにちは」を意味する台湾語の「你好」（台湾語音：lí hó）の意味も掛かっている。

本プロジェクトを通じて得られたこれらの知見は、台湾華語の使用実態の解明だけでなく、中華圏全体の地方共通語研究への貢献、さらには本学における中国語教育にも還元することができるだろう。



図1 「夯番薯」



図2 「夯」



図3 注音字母「ㄠ」



図4 「好好味」の注音字母併記



図5 「新開的」の注音字母併記



図6 注音字母「イヌ」



図7 「塩水G」と「李賀」



図8 「好佳亭」と「古亭讚食堂」

06

研究業績

06

池田 昭光

【その他】

「ガザ問題——情報提供と研究・教育上の示唆」、「中東研究とガザ問題——共に考える」ミニ・フォーラム（東京大学駒場キャンパス）（2024年5月12日）

「レバノンをみる「私達」をみる」、オンラインセミナー「レバノン危機の深層を探る」（オンライン開催）（2024年10月16日）

上野 寛子

【論文】

「横浜市戸塚区（明治学院大学横浜キャンパス）からのオオカンショコガネの記録」『神奈川虫報』第213号、p.31、2024年8月

「横浜市戸塚区からのタイワンタケクマバチの記録」『神奈川虫報』第213号、pp.50-51、2024年8月

「見えない世界の扉を開く：微生物学教育の教材開発」

明治学院大学教養教育センター紀要『カルチュラル』第19巻（2025年3月掲載予定）

塩谷 祐人

【論文】

「ミラン・クンデラ『笑いと忘却の書』におけるプラハの示し方について」明治学院大学教養教育センター紀要『カルチュラル』第19巻（2025年3月掲載予定）

黒川 貞生

【論文】

「アウトドア・マリンスポーツ実習が大学生のチームワーク能力に及ぼす影響」明治学院大学教養教育センター紀要『カルチュラル』第19巻（2025年3月掲載予定）

篠崎 美生子

【著書】

ポーヴィウ・マリ＝ノエル編『「シンポジウム アフォリズムと通念——日仏独文学をめぐって」論文集 越境するアフォリズム』（アプレミディ出版、2025年3月刊行予定）

「アフォリズムに何が求められたのか 近代読者の欲望と「侏儒の言葉」」pp.113-138担当、全230頁

【翻刻】

『くれない 佐多稲子研究』第14号（2024年12月）中1975年4月、6～9月 pp.21-25、30-46担当、全471頁

【研究報告】

「近代文学の中の華僑」（明治学院大学教養教育センター附属研究所プロジェクト「長崎華僑の近現代」主催シンポジウム「長崎華僑の歴史と展望」2024.12.23 横浜校地）

徐 正敏

【著書】

『日韓関係論とキリスト教史』かんよう出版、2024年、全体378頁

『改訂版 韓国キリスト教史概論』2025年、全体118頁

【学会発表】

「I have a dream—日本近代思想の流れとキリスト教」、ドンヨンフォーラム講座、（イオジンラウンジ（韓国ソウル）での対面開催）（2024年3月8日）

「戦後日韓キリスト教関係の変化」、フェリス女学院大学公開講演会、(フェリス女学院大学での対面開催) (2024年10月24日)

徳間 晴美

【論文】

「待遇コミュニケーション研究からの社会貢献」『社会言語科学』第27巻1号、47-62 社会言語科学会、2024年9月
共同執筆者：蒲谷宏、アドゥアヨムアヘゴ希佳子、任ジェヒ、徳間晴美

【ポスター発表】

「生活場面の敬語を理解するための教材開発—敬語の形・目的・配慮の理解を目指して—」日本語教育学会 2024年度春季大会 (2024年5月26日、オンライン開催)
共同発表者：高木美嘉、坂本恵、徳間晴美

【研究報告】

「待遇コミュニケーションにおける『丁寧さ』に関する考察」『待遇コミュニケーション研究』第21巻、82-100 待遇コミュニケーション学会 2024年4月
共同執筆者：蒲谷宏、アドゥアヨムアヘゴ希佳子、任ジェヒ、徳間晴美

野副 朋子

【論文】

Senoura T, Nozoye T, Yuki R, Yamamoto M, Maeda K, Sato-Izawa K, Ezura H, Itai RN, Bashir K, Masuda H, Kobayashi T, Nakanishi H, Nishizawa NK. 2024. Molecular-based characterization and bioengineering of Sorghum bicolor to enhance iron deficiency tolerance in iron-limiting calcareous soils. *Plant Molecular Biology*. 116(6):117. doi: 10.1007/s11103-024-01508-y.

Clemens S, Eroglu S, Grillet L, Nozoye T. 2024. Editorial: Metal transport in plants, volume II. *Frontiers in Plant Science*, 3(15):1395567. doi: 10.3389/fpls.2024.1395567

野副朋子、長田恵美、ヴァンダイン裕美「都市型植物工場の実験実習への導入」、明治学院大学教養教育センター紀要『カルチュラル』第19巻（2025年3月掲載予定）

植木献、野副朋子、塩谷祐人「食の選択と栄養学研究」、明治学院大学教養教育センター紀要『カルチュラル』第19巻（2025年3月掲載予定）

【調査・研究報告】

タルホコムギの多様性導入による乾燥地の塩類集積土壌で生育可能なパンコムギの創生、Generation of bread wheat which are tolerate to the alkaline salt affected soil in drought climate area、鳥取大学乾燥地研究センター令和6年共同研究発表会（2024、鳥取）ポスター発表、ポスター賞受賞

タルホコムギの多様性導入による乾燥地の塩類集積土壌で生育可能なパンコムギの創生 第二報、日本土壤肥料学会2024年度福岡大会（2024、福岡）口頭発表

Diversity in the genome of *Aegilops tauschii*, wheat-related wild species, to generate Fe biofortified and Fe deficiency tolerated wheat, 21st International Symposium on Iron Nutrition and Interactions in Plants (2024, Düsseldorf, Germany), oral presentation

山内 薫

【論文】

学部留学生に対する『ことばの教育』としてのキャリア形成支援のあり方—ライフプラン再構築の重要性—『日本語・日本語教育』第8号、2025年3月掲載予定

【学会発表】

「言語教育を『生涯にわたる言語学習』支援として捉え直す場としての日本語教員養成—学部生を対象とする『日本語教育演習』を事例として—」日本生涯教育学会45回大会（2024年11月30日）

吉田 忍

【学会発表】

「パウロと安息日」 明治学院大学教養教育センター附属研究所2024年度第2回研究報告会（対面とオンライン開催）（2024年7月10日）

「パウロの義認論——聖書協会共同訳によるπίστιςの訳語の検討」 明治学院大学キリスト教研究所一日研究会（対面とオンライン開催）（2024年7月27日）

「信じる者は義とされる？」 日本聖書学研究所2024年度10月例会（対面とオンライン開催）（2024年10月21日）

【翻訳】

C. ヴェスターマン／F. アーヒウス（著）、J. ヴェーネルト（協力）『聖書の基礎知識 新約・旧約外典篇』（日本キリスト教団出版局）、2025年1月23日

Dax Thomas

【著書】

Elam, J., Kusaka, J.A., Thomas, D., & Grimes-MacLellan, D. (2025) *Intercultural pathways to the English-speaking world*. Shohakusha.

ELAM Jesse

【著書】

Elam, J., Kusaka, J.A., Thomas, D., & Grimes-MacLellan, D. (2025) *Intercultural pathways to the English-speaking world*. Shohakusha.

◆上記のほか、所員の業績を、下記URLにて報告しております。
<https://gyoseki.meijigakuin.ac.jp/mguhp/KgApp?courc=270000>



2025年3月31日 発行

明治学院大学 教養教育センター附属研究所年報 SYNTHESIS 2024

編集代表	篠崎美生子
発行者	篠崎美生子
挿画	土方 淳代
発行	明治学院大学 教養教育センター附属研究所 〒244-8539 横浜市戸塚区上倉田町1518 電話 045-863-2067
制作	相和印刷株式会社

Printed in Japan



SYNTHESIS 2024
シンセシス

明治学院大学 教養教育センター附属研究所年報 2024